

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 19 年 9 月 21 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 0 5 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大橋委員長、新谷副委員長、佐野・濱本・林下・大竹・見楚谷 各委員		
説明員	経済・港湾両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、大竹委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「中小企業地域資源活用プログラムに基づく地域資源の認定について」

(経済)産業振興課長

中小企業地域資源活用プログラムに基づく地域資源の認定について報告いたします。

国の新成長戦略におきまして、地域経済活性化策の一つとして、地方の中小企業による地域資源を活用した新商品や新サービスの開発、販売促進を支援することとされ、中小企業の事業活動を支援するための中小企業地域資源活用促進法が本年 5 月に制定されております。

中小企業地域資源活用プログラムと申しますのは、この法律に基づく支援施策が複数ありますことから、これらの支援施策を統括したものの総称でございます。

この法律では、農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の 3 種類を地域資源と規定しており、経済産業大臣から認定を受けた地域資源を活用する中小企業者が国から支援を受けることとなり、その代表的な支援策が資料 1 の 5 番目、事業概要の点線でくくってある部分でございますけれども、地域資源活用売れる商品づくり支援事業と申しまして、中小企業の試作品開発や展示会出展などにかかわる経費の一部に補助金が支出されることとなっております。

8 月 31 日に全国で 8,354 件、道内からは 669 件の地域資源が認定されており、このうち小樽市から申請を行いました農林水産品のホッケ、それから鉱工業品及びその生産技術でガラス、日本酒、ワイン、ビール、そして観光資源の産業遺産の 6 件が、本市の産業資源とか地域資源として認定を受けております。

今後は、これらの地域資源を活用した新商品の開発等を行う市内の中小企業者が国から事業計画の認定を受けた場合に、プログラムに盛り込まれた補助金などの支援策を受けることが可能となりますが、現在、市内の企業 2 社が来月の事業計画の認定に向けて取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、多くの中小企業が新商品の開発また新たな販路の開拓を進める上で、このプログラムを活用いただきますことは、地域経済の活性化につながると考えており、さまざまな機会を通じて PR に努めるとともに、事業計画の認定を受けることができるよう、中小企業の皆様に対して支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

委員長

「平成 20 年度小樽港港湾関係事業予算要求案について」

(港湾)事業計画課長

平成 20 年度小樽港港湾関係事業予算要求案について、資料 2 の 1、2 の 2 に基づき、報告させていただきます。

まず、資料 2 の 1 は、平成 20 年度要求案と平成 19 年度当初予算との比較表でございます。資料 2 の 2 が位置図となっております。網掛けをしているところが、平成 20 年度の要求箇所でございます。資料 2 の 1 の施設名の欄の丸数字と資料 2 の 2 の丸数字が符合しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、国直轄事業について説明いたします。

資料 2 の 2、位置図の左上の 防波堤(北)ですが、平成 19 年度に引き続き、北防波堤の改良工事を実施するもので、事業費は 3 億円、管理者負担金は 4,500 万円となっております。

次に、補助事業について説明いたします。

まず、位置図 2 の 2 の左下の 泊地（マイナス 2.5メートル）は、平成 19 年度からの継続事業であります。公害防止対策事業であり、小樽運河の浄化対策のため、たい積土砂をしゅんせつするものであります。平成 20 年度は、竜宮橋から南側の箇所を予定しております。次に、位置図中央の 道路（改良）であります。来年 2 月から予定されております国の合同庁舎建替え工事に合わせ、周辺道路の整備を行うものであり、平成 20 年度は合同庁舎前通線の道路本体工事に先行しまして、雨水排水管の布設工事を予定しております。これら補助事業の事業費は 8,000 万円、管理者負担分は 3,800 万円となっております。

以上、直轄事業と補助事業を合わせた事業費合計は 3 億 8,000 万円、管理者負担分は 8,300 万円となっております。

委員長

「小樽港将来ビジョン案に対する市民意見について」

（港湾）事業計画課長

小樽港将来ビジョン案に対する市民意見について報告させていただきます。

さきの本委員会で「小樽港将来ビジョン懇談会」が取りまとめたビジョン案を報告させていただきましたが、その後、広報おたる 8 月 1 日号に本ビジョン案の概要を掲載し、また本編につきましても、市のホームページへの掲載や本庁舎、港湾部、各サービスセンターなどでも閲覧できるように備えつけ、8 月 31 日まで市民意見の募集を行いました。その結果、6 件の意見が寄せられました。

意見の内容につきましては、まず若竹地区の旧貯木場水面の利活用に関するものが 3 件、内容は築港臨海公園や遊休貯木場を活用し、多くの人が気軽に海を体験できる仕組みをつくってほしいという内容が 2 件と、旧貯木場遊休水面の活用策を行政により早期に実現すべきという内容が 1 件となっております。

次に、小樽港におけるヨットハーバーの拡充に関するものが 1 件、ヨットの係留施設を拡大し、首都圏や大都市圏のヨット所有者に賃貸すべき、また小樽 - 東京間のヨットレースを開催すべきという内容であります。

次に、臨港地区の土地利用の規制緩和に関するものが 1 件で、現状の土地利用を踏まえ、早期に規制を緩和し、企業活動の活性化を促すべきという内容でございます。

それから、ビジョン案全般に対するものとして 1 件ありまして、ビジョンの一つ一つの指針に対し、現実的な実現策を示してほしいという内容であります。

今後はこれらの意見も参考に、ビジョン案を適宜修正の上、市長、商工会議所会頭、港湾振興会会長並びに懇談会の座長以下各委員の皆様による最終的な策定会議を開催し、年内をめどに小樽港将来ビジョンとして取りまとめたいと考えております。

委員長

「平成 20 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について」

（港湾）港湾整備室主幹

平成 20 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案につきまして、8 月 20 日付けで石狩湾新港管理組合から事前協議がございましたので、説明いたします。資料は 3 の 1 と 3 の 2 となりますが、3 の 1 は平成 19 年度と 20 年度の事業別の比較表でありまして、3 の 2 は要求の位置図となっており、番号が符合しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、国直轄事業でございますが、位置図の右上の 防波堤（北）、（島外）の 2 か所の防波堤であります。新規事業となっております。この事業は港内の静穏度を図ることを目的とし、防波堤（北）は北防波堤を 400 メートル延伸、（島外）は島防波堤の外側に新たに 200 メートルの防波堤を設置しようとするもので、20 年度では北防波堤の調査、設計費、島外防波堤の調査費が計上されております。なお、本事業は現行の港湾計画における島北防波堤 850 メートルを取りやめ、その代替として計画・整備しようとするものでございまして、今年度中に港湾計画の変

更が予定されていると聞いております。

次に、位置図の左下の 泊地マイナス14メートルでございますが、樽川地区背後地に仮置きしておりました西地区の岸壁前面の泊地のしゅんせつ土砂を国道の工事箇所へ運搬するものでございまして、継続事業でございます。

次に、位置図の中央の花畔地区の 岸壁マイナス10メートル耐震でございますが、大規模地震による災害に対応するため、既設の花畔ふ頭を改良整備するものでございまして、20年度は取付け部の水中部の地盤改良を実施するもので継続事業でございます。

以上、国直轄事業につきましては、事業費 6 億円、管理者負担分 1 億2,850万円となっております。

次に、補助事業でございますが、位置図の右側の 泊地マイナス 3メートルでございますが、20年度は引き続き泊地のしゅんせつを行うもので、継続事業となっております。

次に、位置図の中央にあります 道路改良でございますが、中央地区 2 工区にオイルタンク 5 基が今年度中に増設、完成されることに伴いまして、大型車両の交通量が大幅に増加すると見込まれることから、舗装規格を変更するとともに、特別防災区域に指定されることに伴い、大型消防車の円滑な交通確保に対応するため、道路幅員の拡幅を実施するものであり、20年度で完了する予定でございます。

次に、位置図の右側の 泊地（マイナス10メートル）は、従来、単独事業で管理組合が実施しておりました泊地の維持しゅんせつが補助事業に採択される見込みとなったことから、新規事業として計上したものでございます。

以上、補助事業につきましては、事業費 1 億2,500万円、管理者負担分4,450万円となっており、直轄事業、補助事業、合わせた事業費合計は 7 億2,500万円、管理者負担分は 1 億7,300万円となっております。

なお、起債事業についてはございません。

本協議案件につきましては、当委員会での御意見並びに小樽商工会議所及び小樽港湾振興会の御意見も踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

委員長

「平成19年度第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

（港湾）港湾整備室主幹

平成19年石狩湾新港管理組合議会第 2 回定例会が去る 9 月 7 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

今定例会に提案された議案はなく、報告事項といたしまして、1 番目としまして、財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会の経営状況に関する件、2 番目としまして、社団法人石狩湾漁業総合振興対策協会の経営状況に関する件、3 番目としまして、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関する件の 3 件の報告がございました。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第30号について」

（港湾）施設管理課長

議案第30号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、平成18年 9 月 1 日付けでひき船を機関出力、船体ともに大きな船に更新した際、航行区域を平水区域から限定沿海区域に拡大し、さまざまな作業に従事することが可能となりました。したがって、以前から港外に停泊する船舶への航行手段に当該船を通船として利用すること、また港内外での諸作業に利用したいとの要望がございまして、現条例では係船岸壁の係離作業以外に使用するときの使用料を定めていないため、新たに当該使用料を定め、利用者のニーズに対応するものであります。なお、当該使用料の額につきましては、本港と業務協定を締結しております石狩湾新港管理組合のひき船を、通船として利用する場合の使用料と同額の 1 時間につき 4 万円とするものであります。

以上、議案の概略説明といたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
新谷委員

中小企業地域資源活用プログラムについて

初めに、中小企業地域資源活用プログラムについてですけれども、これは 2 社選ばれたということなのですけれども、どのようにして決定したのか、教えてください。

(経済)産業振興課長

地域資源として申請を上げて認定を受けたのが 6 件ございまして、現在その地域資源を活用して、新たな商品づくりに取り組んでいる企業が 2 件ということで報告させていただいたわけです。

資料 1 の 4 番目でございますけれども、ここに「地域産業資源とは」というふうに書かれています。これは、根拠法令の中小企業地域資源活用促進法第 2 条の定義をここに抜粋したものでございますけれども、三つございまして、地域の特産物として、相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品、それから 2 番目として鉱工業品の生産にかかわる技術、それから 3 番目として、観光資源として相当程度認識されているものということで法の中で定義されておりますので、これに準じた形で、私ども地域資源を選定し、認定の申請を行ったわけでございますけれども、この相当程度認識されているという部分につきまして、北海道の方で一つの指針を示しておりますので、その指針に沿った形で私どもは 6 件を上げさせていただいております。

具体的に申し上げますと、「相当程度認識されている」とはどのようなものかということで、北海道が示した指針でございますけれども、例えば、当該産品が当該地域の特徴的なものとして行政機関の法律、条例等で指定されるなど、広告されているもの。それから 2 番目としまして、一般誌、雑誌、公的媒体、専門誌等に近年集中的に掲載されたもの。それから 3 番目といたしまして、消費者又は流通業者等に対するアンケート調査などによりまして、特徴的なものとして認識されたものということで三つの具体例が示されております。

私どもといたしましては、この 6 件のうち、産業遺産につきましては、小樽市の場合、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の中で、指定歴史的建造物というのが規定されておりますので、これに準じて産業遺産については選定させていただいたところでございます。

そのほかのホッケですとかガラスとか、日本酒、ワイン、ビール、これらにつきましては、近年新しい商品の開発ですとか、そういった部分で新聞紙上に相当数出していた、そういうふうなことを判断いたしまして、北海道に認定の申請を上げさせていただいたという経過がございます。

新谷委員

今、選定ということで答弁がありましたし、先ほどの説明でも PR していきたいということでしたけれども、この対象の事業は限定されたものでありますけれども、それぞれの分野で頑張っているところ、地場産業に元気になってもらうという点で、これの対象となる事業者全部にお知らせした上での決定なのか、その辺はどうでしょうか。

(経済)産業振興課長

基本的には、北海道に市の方からこういうものを上げたいということで、認定申請をしましたけれども、その北海道に認定申請をする前に、小樽商工会議所あるいは小樽観光協会、小樽水産加工業協同組合、そういった関係機関の方にこういった形で上げさせていただきたいということで話をさせていただいて、一定程度の御意見をいただきながら、北海道の方に認定申請をさせていただいたという経過がございます。

新谷委員

一定程度は知られているのかもしれませんが、やはり本当に地場産業が元気になっていくという点で、こういうふうにしたいという、みずからの計画、そういうものも示してもらいながら選定していく、そういうことでこれからは進んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

(経済)産業振興課長

この法律が本年6月29日に施行されまして、この中小企業地域資源活用プログラムは、たしかこの夏に入ってから新しい制度となっております。まだまだ市内の中小企業の皆さんに、この新しい制度ができたということは、たぶん深く御認識はないと思っていますので、私どもといたしましてはこの制度を使うことによって、やはり地域経済の活性化に一定程度寄与するのではないかと考えておりますので、さまざまな機会、例えば新聞ですとか、商工会議所の会合ですとか、そういったものなども使いましてPRをし、多くの中小企業者の皆様に使っていただきたいというふうに考えてございます。

新谷委員

小樽港北防波堤改良整備事業のアンケートについて

2番目の平成20年度小樽港港湾関係事業予算要求案についてですけれども、この予算はいいと思っているのですが、開発局で出した手紙、1,000人が1,500人にアンケート調査を行いましたね。それで、先ほどの昼休みのときにも、これは一体何だと。すごく疑問が持たれるもので、これは寄付するといったって、理解ができないと、おかしいのではないのかという疑問、それからクレームの電話がありました。

それで、その内容について説明していただけますか。

(港湾)事業計画課長

今御質問がありましたアンケートにつきましては、小樽開発建設部が実施しております小樽港北防波堤改良整備事業のアンケートでございまして、北防波堤につきましては、平成10年度から調査費という形で事業を開始し、平成16年度から現地の工事を開始しているのですけれども、一定程度事業年数がたったということで、公共事業としての再評価という検証をするということになりまして、その参考資料とするために、小樽市民約2,000人に無作為抽出でアンケート調査をしたということで、確かに設問の中に、もし新たな北防波堤の事業に費用を出すとすれば、どのくらいの費用をかけられるかというような内容もあるものと思います。

新谷委員

そのことがどうも納得いかないというか、おかしな聞き方だということでクレームをつけられていますので、アンケートそのものは、やはり公共事業の再評価ということでは、市民の意見を聞くということは大事だと思いますけれども、そのやり方とか内容について、もっとわかりやすいものにしていただきたいということで、お伝えしていただきたいと思います。

(港湾)事業計画課長

こういったアンケート調査につきましては、必ずしも国ばかりではなくて、市の事業でも実施するケースがございますので、受け取った市民に誤解を与えないような表記であるとか、内容について注意しながら、今後進めてまいりたいというふうに思いますし、国の方にもまたそういったことで要請してまいりたいと思います。

石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について

新谷委員

それでは次に、石狩湾新港港湾関係事業予算要求案についてお聞きします。

先ほどの説明で、島北防波堤850メートルをしないで、今度新たな計画が持ち上がっているわけですが、なぜこの島北防波堤をやめて、新たに二つの防波堤を建設する計画が出されたのでしょうか。それと、前の事業費は幾らだったのでしょうか。

(港湾)港湾整備室主幹

既定計画の島北防波堤を取りやめ、新たに北防波堤を延伸し、また防波堤(島外)を設置する、こういう計画に変更するという理由でございますが、島北防波堤につきましては、平成 9 年の改定計画に位置づけられた防波堤でございます、当時の波の方向のデータを基に計画された施設でございます。現在まで未着工の施設となっております。

昨年12月に西ふ頭のマイナス14メートル岸壁が供用開始となりましたが、ここの静穏度を確保するというのがこの島北防波堤の主たる目的だったわけでございますが、近年の波のデータを解析いたしましたところ、この現計画の島北防波堤だけでは97.5パーセントの静穏度を確保することができないことから、再度検討いたしました、北防波堤の延伸と、それから島防波堤の外側に(島外)という防波堤を設置することによって、西ふ頭のマイナス14メートル岸壁前面の泊地の静穏度が確保されるという結果が出たために変更するものと聞いております。

また、島北防波堤の事業費と、それから新たな計画の事業費でございますが、私どもが聞いておりますのは、北防波堤の延伸と新たな防波堤(島外)の事業の総額はおおむね150億円というふうに伺っております。現計画にあります島北防波堤の事業費につきましては、今、説明いたしました北防波堤の延伸にかかる事業費を基に試算してみますと、総事業費260億円程度がかかるのではないだろうかというふうに伺っております。

新谷委員

昨年、12月に開設したマイナス14メートル岸壁の利用のために静穏度が保てないということなのですけれども、昨年12月に開設して、もうこれで9か月ですか。この間にどういう調査をしているのですか。

(港湾)港湾整備室主幹

静穏度の調査といたしましては、平成14年度から18年度の5か年間の波浪の波高及び波向の調査を基に、防波堤があるものと想定して、静穏度解析という非常に複雑なプログラムで静穏度がどの程度になるのかということを試算したというふうに聞いております。

新谷委員

ということは、これは平成14年から18年の5か年の調査であって、12月からはしていないと、そういうことですね。

それと、マイナス14メートル岸壁の貨物船の利用実績というのは、どのくらいですか。

(港湾)港湾整備室主幹

マイナス14メートル岸壁、昨年の12月から本年8月末までにつきまして答えますが、全体で21隻の貨物船が入港か接岸してございます。そのうち、チップ船が15隻、それからパルプや再利用資源などの小型の船舶が6隻でございます。

新谷委員

私たちも経済常任委員会で石狩湾新港に視察に行きました。もっと船があるのかと思いましたが、港湾全体で漁港にしか船が見えなかったというのはちょっと言い過ぎですね。1隻だけ何か怪しげな船があって、これは何だろうとみんなで言っていたのですけれども、カンボジア船籍のロシア船でウニを運んできたということだったので、非常に閑散としていて巨大な釣り堀というか、そういう感を否めなかったのですけれども、今お聞きしたように、マイナス14メートル岸壁も21隻ということですから、月平均2隻とちょっとですか。3隻までいかないですね。このぐらゐの利用しかないということなのですから、それで、この9か月の間に気象の影響でどういう港湾活動、荷役作業に支障があったのでしょうか。

(港湾)港湾整備室主幹

石狩湾新港管理組合によりますと、チップ船が12月から15隻入っているわけなのですが、そのうち、1月7日に暴風雨、いわゆる大あらしの状況になりまして、1隻は7日に1度離岸し、10日になって荷役をするということで

再度接岸したと、この 1 件が報告されております。

新谷委員

ちょっと詳しいことはわかりませんが、常識的に考えて、波浪警報が出ているときというのは、こういう接岸したり、あるいは港湾活動はしないものだというふうに思うのです。そもそも今回の事業予算要求案というのが、本来であれば港湾計画を変更してから出されるのが本当だと思うのです。先に予算ありきというのは全くおかしいというふうに思うのですけれども、決まるかどうかわかりませんが、計画の変更というのは、どういふふうにして決められるのか、そのスケジュールについてお知らせください。

(港湾) 港湾整備室主幹

港湾計画の変更手続といたしましては、国と管理者の間で調整した後に、案といたしまして、石狩湾新港の地方港湾審議会に諮問され、その答申で認められましたら、次には国に設置しております交通政策審議会港湾部会というところに諮問される予定になってございまして、それをもって認められましたら、国において告示され、港湾計画が決定すると、変更計画が決定するというようなスケジュールになります。

新谷委員

審議会を経て国の方で認められればという前提ですけれども、こういうときに小樽市として意見を出すということとはできないのですか。

(港湾) 港湾整備室主幹

港湾計画に対しましても、関係機関協議ということで、石狩湾新港管理組合を構成している母体に対し、事前協議が行われます。

新谷委員

港湾計画の変更をしないうちに予算案が出るということは、全くおかしいですから、このことは逆立ちしたやり方だということで、それをしっかりと伝えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

(港湾) 港湾整備室長

先ほど来いろいろ御質問いただいてございましたけれども、ちょっと補足部分含めて、ただいまの御質問に答えようと思います。石狩湾新港の方で、まず供用開始後の調査という意味におきましては、実は従前から定点観測というのをずっと行ってございまして、この今回の計画変更をやるために現地調査をやったということはないのです。それ以前からずっと実は沖合の方で波浪観測を続けております。今回はその中のデータの最新のものを使って行った結果、今回のこういう提案になったということがまず 1 点。それから、先ほど主幹の方で国において告示されるという答弁をいたしましたけれども、港湾計画というのは基本的に地方港湾審議会を通ったものが港湾計画でございまして、その時点で基本的には計画なわけです。国の方に上げるというのは、その計画が国の視点から見てふさわしくないという点に立ったときに、国の方が是正勧告できるといいますか、是正を命ぜられるというシステムになっていまして、それが特に必要がなければ、国の方からは特に問題ないという返事が返ってくるだけでございまして、告示するのはあくまでも港湾管理者でございます。

それで、先ほど来のお話ですけれども、小樽市としての意見というか、今回のこういう手続が本末転倒というお話でしたけれども、確かに正常といえますか、一般的な進め方からいたしますと、当然先に港湾計画の変更を行うべきだと。これは私も異論はございません。ただ、石狩湾新港に限らず、小樽港もかつては何回もやったことがありますけれども、予算要求の時期そのものがどうしても 1 年前とか先に進めていかなければならないという部分がございますものから、結構こういうケースというのは全国的にもあるわけなのです。これは別に法律上の問題を抱えているわけでもございまして、最終的にただ港湾計画の手続が正式に終わらなければ、国の方の予算、補助金などの予算の支出というものは行えませんので、結果的には管理者がいくらやりたいといっても財源がないという格好になるという意味で、そういう縛りといいますか、担保がとられておりますので、特にこういうケースとい



うのは、そうそうやるべきではないと思いますけれども、やってはいけないものではないということは御理解いただきたいと思います。

新谷委員

そういうこともあり得るということはわからないこともありません。しかし、マイナス14メートル岸壁がつくられて静穏度を保つために以前の計画が必要だということで計画されていたわけですから、この点で執行されなかったのは、聞くところによりますと、一遍にマイナス14メートルの岸壁もつくり、さらに島北防波堤もつくれば、お金がかかるのでやめていたというふうなことも聞いていますけれども、しかしそれは前からわかっていることから、それならそれなりにやはり変更計画なりを先に立てているべきではなかったのかというふうに思います。

それで次、歳入に占める使用料と手数料の割合を資料として出していただきました。それで、これを見ますと、歳入に占める割合というのが非常に少ないと思うのですけれども、この歳入がどういうものかとか、この資料について説明していただけますか。

(港湾)港湾整備室主幹

歳入の内訳の項目でございますけれども、まず一つは使用料及び手数料ということで、入港料ですとか、岸壁等の使用料などがこの使用料の中に入ります。それと次に、国庫支出金ということで、国からの補助事業のための補助金、これらがカウントされる項目がございます。それから、あわせて組合債ということで、事業を行うために起債を借りるということで、組合債という歳入項目がございます。それとあと、普通財産である土地の貸付料ですとか、それから雑入ということで歳入が組み合せてございます。

新谷委員

先ほどマイナス14メートルの岸壁の使用状況も聞きましたけれども、大変少ないということで、全体としてもこの使用料、手数料が少ないということで、やはり石狩湾新港全体が前から問題にしておりますけれども、当初に計画したよりもずっと落ちてきているという、そういう問題もあります。

それで、こういう状態の中で、小樽市の問題ですよね。これは我が党の菊地議員が代表質問で取り上げましたし、昨日の予算特別委員会で北野委員の質問でもありましたけれども、この市財政の本当に大変な中で、また新たな負担がかぶさっていくということが、本当に死活問題だと私は思います。石狩湾新港のマイナス14メートルの岸壁をつくる時も、私は必要ないのではないかとということで反対してきましたけれども、母体負担、それを軽減するために資本費平準化債を導入してできるだけ年度ごとの負担を少なくすべきではないかということも言っておりますけれども、こういう中で新たにこの計画が実施されることになると、本当に負担が大きくなって市長自身も関係方面にこれでいいのかということをしり入れていきたいということだったのですけれども、今ざっと聞いたところ、使用回数も少ないし、あればいいのはわかりますよ。けれども、今すぐ本当に必要なものなのかどうかちょっと疑問に思いますし、工事はこの財政難のときにやらないでもっと先送りする、こういうことが今小樽市として本当に真剣に意見を上げていくべきではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

(港湾)港湾整備室長

このたびのこの開発予算の事前協議があったのは5月ごろですけれども、その時点では私どもも当然ながら、この各母体の財政が大変厳しい折に、こういった大規模な事業を立ち上げるというのはいかがなものかという意見は強く申し上げてまいりました。

そういった中で、石狩湾新港管理組合としては、しかしながらいろいろな港湾関係者からの要請があるということ、それから先ほどから答弁をしていますように、静穏度が基準を満たしていないと。こういったことは、今後の石狩湾新港のポートセールスも含めて、やはりいろいろな形でいい影響を与える部分ではない。やはり基本的には必要な静穏度が確保されているべきで、その上でどんどん貨物を呼び込みたい。これは通常港湾管理者であれば当然のことなのですけれども、どうしてもそういう考え方をとりたいという話でございました。

そこで、私どもとしては、どうしてもそれをやらざるを得ないのだとすれば、では石狩湾新港管理組合として各母体にその影響をできるだけ少なくするために、どんな措置をとるつもりがあるのか。これに対して今問いかけをしていると、そういう段階ということでございます。

新谷委員

では、どんな措置があるのかということでは、まだ答えがないのですか。

(港湾)港湾整備室長

具体的にはまだ答えはございません。

新谷委員

北海道だって本当に財政が厳しい。石狩市もそうなのですが、そのほかの方はどういうふうに言っていますか。

(港湾)港湾整備室長

各母体に聞いたわけではございませんけれども、石狩湾新港管理組合を通して伺っている範囲では、北海道、石狩市、それぞれ今回の開発予算に同意したと、同意回答を与えたというふうに聞いております。

新谷委員

同意したということは、小樽市だけ反対してもこれはだめなのですよ。非常に厳しいですね。どんなふうになっていくのでしょうか。

港湾部長

共同管理をしまして、お互い母体がそういうことで今までもやってきているという港でありますけれども、そういう中でも今までのパターンもどちらかと言えば、小樽市だけが反対して、ほかの二つが賛成してという中で、経過としてはずっとそういう歴史があったというふうに聞いております。だからこそ、一定程度のいろいろな意味での歯止めがかかることもありましたし、今日があるのだと思っています。

今回の件についても、市長もこの前、実質公債費比率が発表されて、北海道も石狩市も、石狩市はたしか小樽より悪かったということですね。そういう状況で本当に大丈夫なのかという、非常に懸念も示されておまして、我々としても、今、室長も申し上げたように、仮に今ほかの平成20年度開発予算についていいのではないかというようなことがあったにしても、小樽市としては簡単にはそうはいきませんので、具体的な手だてというのは、昨日、私が予算特別委員会でも答弁をいたしましたけれども、とにかくありとあらゆる方策を考慮せよということで、我々も強く言っておりますから、そういった中で具体的にどういうことが石狩湾新港管理組合として考えられるのか。具体的に言えば我々の負担金、どういうふうに軽減してくれるのか、させられるのかということを見て、そういったようなことの中から慎重な判断ということで、市長も今回答弁させていただいたということでございます。

新谷委員

小樽市は小樽市域内に二つの港があって、それぞれ大変な状況になっているわけです。それぞれというか、石狩湾新港もこの歳入の方を見たら、使用料・手数料の割合も少ないし、思ったより入っていない。ましてや、この本体の方のさまざまな問題もある中で、市財政のことを考えると、本当に大変だと思います。こういう施設というのは、非常に大変だと思います。でも、ぜひ頑張ってくださいと、こういうふうに思いまして、これは終わります。

議案第30号について

議案第30号なのですけれども、最初に態度表明するのはどうかと思うのですけれども、賛成はしたいと思っているのです。1時間4万円ということですが、経費の面で損失にならないのかどうか、その辺の収益状況、どういうふうに見ているのでしょうか。

(港湾)施設管理課長

収益といいますと、とりあえず条例で 1 時間以内 4 万円です。実際問題、我々がこの条例で考えたのは、主に通船業務を想定しております。その想定の中で、当然ひき船が岸壁に係船しているところから、オーダーのかかった船に水先人を運ぶ仕事の場合は、大体燃料代だけでは 2 万円弱ぐらいの計算、概略ですけども、その程度です。したがって、人件費につきましては、当然通常業務の中でありますので、それについてはまず損はでない。利益は上がるか上がらないか別にして、原価は割っていないという考えではあります。

そしてなおかつ、現在ひき船業務についての全体収益が全くないような中で、この業務を実施することによって、多少補てんができるのではないかと、そういうふうに我々は考えております。

新谷委員

はい、わかりました。

季節労働者の通年雇用促進支援事業について

次に、季節労働者の通年雇用促進支援事業について伺います。

これも代表質問で菊地議員が取り上げたのですけれども、これまでの冬期援護制度の二つの制度の廃止で、しかも雇用保険の改悪で 1 人平均 13 万円の削減ということで、非常に厳しい生活を余儀なくされている。それは新聞報道でもありましたけれども、北海学園大学と建設政策研究所北海道センターが生活調査を行ったけれども、年収 200 万円未満が大半で、年金も 35 パーセントが受給していない。国民健康保険料も 3 割が滞納ということで、本当に厳しい生活だということが改めてわかったのです。

今回の制度は、否定するものではありませんけれども、わずか 5 人という、そういう通年雇用 5 人ということで、もっと大きな予算をやってほしいというふうに思ったのです。その中で短期臨時就労支援もありますけれども、今年のように雪が少ない場合には、除雪作業などというふうを書いてありましたけれども、当然、仕事もなく、収入に結びつかないのですけれども、ほかにどのようなことがあって、どんな救済というか、支援の制度があるのか伺います。

(経済)商業労政課長

確かに、今、委員の御指摘のように、除雪等ということで、我々も冬期間に発生する短期的な雇用としては、除雪というのがすぐに思いつくわけですけれども、そのほかに冬期間に行われる事業としては、小樽であればスキー場の運営とか、そういう仕事もあるのではないかと考えていますので、その辺は小樽商工会議所の会員企業の方に小まめに求人開拓といいますか、そういうことを通して冬期間短期の雇用が出るように努力したいというように考えてございます。

新谷委員

それで、ほかにこの制度のほかに、季節労働者の方に対して制度があるというふうに聞いているのですけれども、それについて説明していただけますか。

(経済)商業労政課長

季節労働者向けの対策としましては、今回行う協議会としての事業の中に、季節労働者の方を対象にしたセミナーをまず予定しております。これを受講することによりまして、過去に通年雇用をされたような方々の事例なども紹介しながら、あるいは資格助成の制度等の国あるいは北海道の制度を紹介する中で、通年雇用に結びつくような形のセミナーを実施していきたいというふうに考えています。

また、今、委員の方から北海学園大学の方で調査を行ったというお話がありましたけれども、今回、協議会の方では地元小樽の季節労働者の方々がどういう実態にあるのかということも調査したいということで、そういう季節労働者向けの調査も予定しております。

新谷委員

最初に、話しましたように、非常に厳しい中で生活をしているわけですが、小樽市はこの協議会の一員でもあります、できる限りの支援をしていきたいということでしたけれども、市独自の支援策というのはとれないのかというふうに思うのです。これは前々から言っていたのですけれども、例えば今回は建設部の方で置き雪対策として人力でやるということで、どこがどういふふう採用するのかわかりませんが、そのようなことで、厳しい財政だからなかなか大変かとは思いますが、冬場に仕事がないという季節労働者の方の支援策として、市独自として、例えば除排雪を今全面的に民間委託にしているわけですが、この中で季節労働者の臨時雇用を何人か義務づけるというか、お願いするというか、そして財政的には若干支援するとか、そういうような市独自の支援策というのはできないのでしょうか。

経済部次長

新谷委員からもお話がございましたように、除雪関係での仕事というのは、確かにこれからは出てくると思いますが、季節労働者に限って特定の事業を発注するというような形では、なかなか市からの発注の仕方としては難しいのではないかと考えています。ただ、いずれにしても、御存じのとおり、有効求人倍率が北海道の平均よりも下回っている市の状況がございますので、そういう意味では季節労働者に限らず、失業者が非常に大変な雇用環境に置かれているということも事実でございますので、そういう意味では季節労働者の方々を含めて、失業者の方にも少しでも仕事が回っていくようなことは考えていかなければならない。その中で、市も除雪関係の事業などで、そういう方の雇用に結びつけるような形になるよう、発注も考えていくことになるものと思っております。

新谷委員

この問題は以前からも問題になっていまして、大変に厳しいというか、なかなか進まない中で、国の支援の制度もよくないと思うのです。全国的に、今地方と中央の格差あるいは所得格差と、こう言われている中で、やはり北海道は失業率も高いですし、それからなかなか小樽も雇用状況が悪いという中で大変だと思うのですが、やはりその辺も国の方できちんと見てもらって、そういう格差をなくしていくための支援の事業と、それから予算をつけてもらいたいというふうに思っているのです。本当にそういう中では、厳しい中でなかなか打開策が見えない中で、これといった特效薬がないとは思いますが、市で努力していただくと同時に、国に対してもっと予算をつけてもらう。今回のこの事業ももっと拡大してもらう、そういうようなことで、意見を上げていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(経済) 商業労政課長

今回、新たに今年から始まったこの制度ですので、当然この事業が終了したときには、各地方で設置されている協議会からの実績報告書なりが上がっていくと思います。そういう中で、より実効性のある事業についての話などもさせてもらわなければならないというようには考えてございます。

新谷委員

採石による問題について

次に、一般質問でも取り上げました採石による問題について伺います。とりわけ環境保全、植栽についてなのですが、小樽市と採石事業者との間で、環境保全に関する協定書を結んでおりますが、これはいつから結ばれているものですか。

(経済) 農政課長

当初の経過は、今その資料がないものですから、わかりませんが、林地開発の変更許可申請が平成15年ぐらいい出てきており、直近としては、平成15年4月7日に新光町の小樽採石工業、現在は社名が道央資源開発株式会社となっておりますが、この業者と小樽市との間で協定書を結んでおります。

新谷委員

新光町のほかに張碓町の方もあります。そこはどうか。

(経済) 農政課長

張碓町の方は宮本土建工業株式会社が平成17年3月3日、それから株式会社張碓工業が17年3月3日ということで協定書を結んでいます。

新谷委員

前のことはわからないということですが、結ばれていたのですね。

(経済) 農政課長

最初の林地開発がいつかというのは、うちの方で資料がないものですから、わからないのですけれども、基本的には協定書を結んで、これは変更許可申請のときに結び直しているというか、当初で結べば、協定書は結ばなくてもいいのは基本ですけれども、基本的に小樽市とそれから申請者の間でこういう協定書を結んでいるということを確認する意味で、変更許可申請が出た段階で結んでいるというふうに考えております。

新谷委員

採石を始めたのは、昭和30年という古いところもありますし、たぶんその間に結ばれているのではないかと思うのですが、この中で利害関係を有する地元住民に、事業の計画を説明するものとするのとあるのですけれども、その利害関係を有する地元住民とは、どんな範囲なのですか。

(経済) 農政課長

これは協定書での約束事ですので、利害関係者はだれという決まった表現はしておりませんが、森林法でいいます利害関係ということになりますと、河川から取水する計画がもしある場合には、直接河川を使うということになりますので、河川等の水利関係者、経営者だと思えますけれども、それから河川ですけれども、小樽の場合はほとんどありませんけれども、漁業を営んでいるという方がもしいましたら、その漁業関係者ということになります。取水のピークに河川がどうなるかという問題が出てきますので、あとは開発区域の中の土地を持っている一般住民の方、それが大体森林法でいう利害関係者になります。ただ、この協定書はそのほかに採石に当たってということで、林地開発に当たってこういう協定書を結んでいただくのですけれども、最終的には採石にかかわりますので、その範囲を市民等だけではなく、この中身は各種の開発行為、林地開発行為、採石によって今まで住民が道路を使っていたところを、採石の車が頻繁に通ることによって、生活に影響が出るということがもし想定される場合も、地域住民の合意が形成されているかどうかということが、林地開発の許可の関係で出てきますので、こういう協定書を結んで町会等と話し合いを持っているかどうかというのも、当然出てくるかというふうに考えています。

新谷委員

そうしますと、これは採石の事業を更新するときに、付近の住民にも説明されていなければならないのではないかなというふうに思うのですが、説明会は開いているのでしょうか。

(経済) 農政課長

先ほど述べさせていただきましたけれども、これはたぶん変更契約に伴う小樽市とそれから申請者、事業者との間で確認をするために基本的にこの協定書を結ぶということでございますので、以前においてこの中で当然町会に説明している経過は、今資料としてはありませんけれども、北海道の方にも聞かなければなりませんけれども、あると考えてございます。

新谷委員

それにしてもはずいぶん厳しい意見も出されているわけですが、本来であれば、更新するときもやはり説明会を開いてしかるべきだと思うのです。現地の合意がなければ、やはり振動だとか騒音だとか、そういう大変さは普通はわからないかもしれないけれども、この間も一般質問で言いましたけれども、新光町で新しく開発されたべ

イビュータウンの住民も、やはり振動で赤ちゃんが起きてしまったとか、粉じんだとか、そういうことも言っていますから、やはり住民にとってはこれは本当に大変な問題であって、最初は私もあまり認識がなかったのですけれども、調べていくうちに、これはもう大変なものだということがだんだんわかってきましたけれども、もっと地域住民の健康だとか、それからそういういろいろな被害というか、そういうものを及ぼさないように合意を持ってやっていただきたいと思いますので、今度は認可計画というのが大体平成20年ぐらいで終わるところがあるのですけれども、そのときには説明会を開いてほしいと思うのですけれども、これは小樽市として協定書を結んでいるのだから言えるのですよね。どうでしょうか。

(経済) 農政課長

この協定書は林地開発に絡む環境保全協定書ということで締結しておりまして、当然その採石がどこでやっているか、やるかによって、法令も変わってくるでしょうし、それからほとんどの場合、採石というのは森林に絡むということで、採石法と森林法というのは当然セットで出てくるものでございますので、採石法からも住民が影響を受けるという話も出ておりますので、事業者林地開発等、採石法を遵守するという部分が当然出てきますので、その中で影響がある場合には住民に説明するという指導をしていくことを考えております。

ただ、これはあくまでも許可基準の要件の一つとして北海道が審査する中で、こういう要件の書類を出させているという経過も一つありますので、その中でこれに該当しなくても、許可の可能性があるとということだけは、ひとつここで申し上げておきたいというふうに考えております。

新谷委員

確かに、許可を出すのは北海道ですけれども、でもそこに住んでいる住民は大変な思いをするわけですから、市としてもこういう意見があったということは伝えていただきたいと思うのです。

(経済) 農政課長

基本的に協定書を小樽市長と事業者とで結んでおります。この中にも書いておりますように、関係法令ということで、環境汚染防止法であったり、騒音、振動に関することであったり、いろいろな法律がこの中に絡まってきますので、当然、庁内においてもそういう関係の部署で集まって、話し合いを持っておりますので、その中で協議しながら事業者、それから地域住民に対応するというふうなことになるかと思っております。

新谷委員

それで、今までパトロールを年2回ほど行ってきたということなのですが、これは市のどこの部署が行ってきたのですか。

(経済) 産業振興課長

採石パトロールにつきましては、年2回行っているということで、代表質問の方でも答弁させていただきました。春につきましては日本採石協会小樽支部というところが行っておりまして、秋の採石パトロールにつきましては、北海道が主催をしているパトロールでございます。このパトロールにつきましては、春、秋2回とも私も小樽市としても同行させていただいておりますけれども、担当セクションにつきましては、産業振興課の職員が春秋とも同行させていただいているという現状になっています。

新谷委員

今お聞きしましたら、パトロールは産業振興課で行っているということでした。それで、先ほど連携もとってということでお話がありましたから、やはり環境部、それから農政課とか、それから建設部、それぞれの立場でぜひ実行していただくようお願いします。

(経済) 産業振興課長

やはり採石法に基づきまして、都道府県知事に小樽市として意見を申し出る機会というのは設けられておりまして、その窓口になっているのが、産業振興課ということで、春、秋2回の採石パトロールには私も同行してお

ります。

ただ、やはり今までは騒音ですとか、粉じん、振動あるいはこの災害防止、そういった観点からパトロールに同行してまいりましたけれども、今回地域の住民の方からやはり景観の問題についてもいろいろと御指摘を受けておりました。緑化だとか、植栽、そういったものがやはり計画的に進められているのかどうか、そういった観点でもやはりパトロールに同行していかなければならないかというふうに思っておりますので、私どもだけではなくて、関係各課にもやはり同行をいただきながら、いろいろな部分について計画どおりに進められているのかどうか、確認させていただきたいというふうに思っています。

新谷委員

よろしく願いいたします。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
濱本委員

頑張る地方応援プログラムについて

ふだんから議員控室でも小樽市のホームページ、いろいろな部分で活用させていただいております。大分前ですが、小樽市のホームページをいつものように見ておりましたら、まるごと小樽のところでしたでしょうか。頑張る地方応援プログラムというのをごさいまして、小樽市のプロジェクトでこれだけエントリーしましたということが出ておりました。これはもう相当な数でありまして、プリントアウトすると、もう若干老眼がかかっているものから、もうほとんど字が見えないくらいにたくさん数が出ております。

このプログラムの内容、そして当委員会にかかわるプロジェクトだけで結構なので、その進ちょく状況などをわかる範囲でお聞かせいただきたいというふうに思います。

(経済)三船主幹

私が担当しております企業誘致という部分につきましては、この頑張る地方応援プログラムの中で、ものづくり・ものはこび底力「ゼンカイ(全開)」プロジェクトという名の下に事業を進めております。

事業の内容を手短かに説明いたします。

設備投資の動向ですとか、各企業の持つ技術、それを調査する産業動向調査の実施ということを考えていますけれども、これはまさに準備がようやく整いまして、来月実施の予定でございます。件数につきましては、今700件ほどリストアップを終えていますけれども、その中で不要と思われるものを除いたり、またこれはと思われるものをプラスしたりしていくことになろうかと思っておりますけれども、道内が500件、道外が200件、その程度になろうかと思っております。

それから、効果的かつ計画的な企業訪問の実施ということもやっておりますけれども、これは今年の5月から実際カウントしてみました。電話も含めましてなのですけれども、企業との接触ということで件数を出してみましたら、160件ほどございました。これは160社ということではございません。1社で例えば10回、20回電話でやりとりということもあるし、1回だけというものもございまして、160件ございました。

それから、本市に立地することのメリットのPRということは、さきの定例会の当委員会におきまして、委員の皆様にも提示いたしましたけれども、小樽市の企業誘致用のパンフレットの活用ですとか、あとホームページへのアップ、そういうことをやっております。ホームページの改良も10月に予定をしております。

(経済)商業労政課長

私の所管している部分では、小樽ブランド販路拡大プロジェクトということで、内容的には小樽・北海道物産展の開催とか、あるいは国外向けには東アジアマーケットを開拓するためのそういう販路開拓の事業を行っています。

また、先般も市長の方から答弁がありましたけれども、東京都内でのアンテナショップの開設、そういう部分で販路開拓を図っていききたい。またそのほか地場の企業において、新技術なり新製品の開発を行っておりますけれども、こういうものに対する助成や表彰制度を行っていききたいというふうに考えております。

(経済)観光振興室小鷹主幹

観光の部分についてでございますけれども、小樽観光まちづくりプロジェクトと銘打ってプロジェクト名を出してございます。目的としまして、本市が持続的な観光都市として発展していくために、観光客の誘致、宣伝を推進するとともに、受入れ態勢の整備等を図っていくということが目的でございます。全部で7項目ほど挙げてございますけれども、例えば観光宣伝物製作等事業とか、フィルムコミッション、それからふれあい観光大使運営協議会の負担金ですとか、小樽教育旅行誘致促進実行委員会の負担金とか、そういうことで、7項目挙げてございます。

主なものといたしまして一例だけ挙げて説明いたしますと、教育旅行誘致促進実行委員会負担金というのがございまして、これは平成17年度に小樽、余市、仁木の観光事業者36社ほどでその実行委員会を立ち上げまして、北海道の補助金、それから市の補助金、それからこの事業者の方々の負担金等を合わせて、大体500万円規模で17年度、18年度、19年度ということで事業を行っております。

簡単に事業内容を申しますと、修学旅行により来ていただくために、最近の修学旅行は学習の度合い、学習の意義ということを大事にいたしますので、そういった意義に応じる意味で、学習プランを集約した修学旅行ガイドブック、それをまたCD-ROMに落とししたものを、それからホームページに公開するというようなツールをまず作りまして、これができたのを機に、道内、道外各地にプロモーションをかけていくということで、ちなみに昨年、道内は道東地区、エージェント2社、それから公立中学校93校を訪問しました。それから、道外についてはエージェント10社、それから横浜市内の公立中学校146校を訪問。今年についても、道内の道北地方に行きまして、エージェント5社、公立中学校96校を直接訪問して回るということをしておりますし、今後についても道外の大阪方面の公立、私立混合でもって、またかなりの数の学校を回っていくという、このような状況になってございます。

(経済)本間主幹

私の方から中心街のにぎわいづくりプロジェクトということで、商業振興の観点から説明させていただきます。

中心市街地のにぎわいづくりを目的に、イベント支援とか、空き店舗活用とか、主にソフト事業を行って、中心市街地のにぎわいづくりを何とか回復していこうということで上げております。

主な事業といたしましては、中心商店街元気づくり事業、そしてまた商店街基本調査事業、これは歩行者の通行量調査等の調査物でありますけれども、このほか商店街活性化支援事業、これは商店街団体、商店街とか市場が行うイベントとか販売促進などの集客事業に対する支援を行っているところでございます。また、ふれあいプラザ運営費補助金ということで、これは都通りにあります空き店舗を活用した顧客利便施設、これに対する支援を行っている事業でございます。

この四つの中で特徴的な事業ということで、中心商店街元気づくり事業というものを昨年から実施しております。これは一昨年の丸井今井小樽店の閉店以降、やはり中心市街地の集客が落ちているということで、本市の中心3商店街、都通り、サンモール、花園銀座商店街が連携して行うイベント等のソフト事業に対して、支援を行っているところでありまして、本年度は小樽三大祭りといいますが、水天宮、竜宮祭り、そして小樽祭り、この期間にあわせてこの三つの商店街のそれぞれの特徴を生かしたイベントを行っております、これに対して支援を行っております。

また、先般、開催いたしましたはしご酒大会は、サンモール商店街をオープニング会場としてやっております。こういった事業を、中心商店街の中で行うことによりまして、にぎわい回復に向けての支援を強めていくという状況でございます。



濱本委員

ぜひともしりすばみにならないように、最後まで一生懸命やってもらいたいと思います。計画全体の事業費などというのは、簡単に言えば、今年度事業費プラス全体事業費も書いてありますので、そういう意味では財政が厳しくて、全体事業費は最後になつたらしりすばみにならないように、ぜひ頑張ってくださいたいと、私も陰ながら応援したいというふうには思っております。

新総合計画の策定について

次に、新総合計画の策定に当たりまして、8月1日から開催されました9回の地区別懇談会、そして6回の団体別懇談会におきまして、小樽のシンボルというか、財産である港に関する部分の市民や団体の意見、要望、質問等がありましたでしょうか。ありましたら、お聞かせをいただきたいと思うのですが。

(港湾)企画振興課長

先月開催されました新しい総合計画策定のための地区別、団体別懇談会で出された意見については、現在、企画政策室の方で取りまとめをしておりますが、港湾に対する提言につきましては、対岸貿易の拡大のため、レール式の荷役機械の整備が必要であるという提言があったほかは、特段なかったと聞いております。

濱本委員

それと、前回の経済常任委員会の中で、小樽港将来ビジョン案ということで説明をいただきました。これは20年間を一つの期間として想定をしておりますが、一方、総合計画というのは、10年をスパンで計画をされております。そういう意味では、片や20年の考え方、当然、新総合計画の中で港湾の部分も扱っているでしょうけれども、それは10年の考え方ということで、いわゆるこの将来ビジョンは総合計画の中で、どの程度反映されていくのか、それからもう一つは、現総合計画と新総合計画の中で港湾部分に関しての大きな違い等があるのか、あればそれをあわせてお聞かせください。

(港湾)事業計画課長

小樽港将来ビジョンと新しい総合計画についてでございますけれども、小樽港の将来ビジョンはさきの委員会で説明しましたが、目標としては最終的にはおおむね20年後ということに置いてございますけれども、将来ビジョンの策定の段階的なものとして、おおむね5年後の当面の対応という部分もございまして、ある程度今回のまとめ方はおおむねの対応の5年後、それから中長期で20年後という考え方になってございます。委員が御指摘のように、今策定が始まりました総合計画はおおむね10年後というスパンですので、確かに、10年、20年ということの違いはございますけれども、新しい総合計画の中の港湾部分につきましては、今回取りまとめを予定しております将来ビジョンの基本的な考え方を反映するように、他の部局とも調整しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、現在の総合計画と、今回の将来ビジョン、それがどういう相違点があるかということなのですが、現在の21世紀プランにつきましても、当然港湾の部分につきましては大きな柱として物流という考え方をしておりまして、細かい項目でいきますと、物流拠点としての機能強化であるとか、交流拠点の整備、防災機能の充実などということであつておりますけれども、今回の将来ビジョンで出てきましたのは、前回は説明しましたが、柱の一つに物流の活性化のほかに、二つ目としてまちづくりとの連携という形での柱が出てきております。現総合計画の中にも、当然、港湾の中でのそういった部分というのはあるのですが、それを大きな一つの柱という形で将来ビジョンにうたい込んでございますので、そういった部分が新たな総合計画の、ちょっと今の段階でどれだけ入れるかというのは明言できませんが、将来ビジョンの中ではそういった新しい見方が出てきています。

それに伴いまして、港湾空間のゾーニングということを前回は示しましたけれども、その中で交流生活ゾーンという部分が、現総合計画の中では、そういう形ではついてはいないのですが、前の総合計画が平成10年に策定をされておきまして、その前の平成9年に現港湾計画が改定されておきまして、考え方としましては、その港湾

計画がベースになりまして、今の21世紀プランがあるということでいきますと、今、申しましたゾーニングという中でいきますと、交流生活ゾーンは若干当時の考え方よりは広がってきていると、小樽港のゾーニングの区域が広がっている。それも先ほど言いました、まちづくりとの連携ということが一つあって、そういう結果というか、ビジョンの中ではそういうまとめ方になっているというところでございます。

濱本委員

今お答えになったように、そういう意味では、この交流生活ゾーンの部分が、一番今の小樽港の中では新しい考え方ということもありますけれども、実現されていない、具体化がされていない部分だろうというふうにも感じております。ほかの部分はそれなりに達成度があったのかと、達成されたものがあるのかというふうに思いますけれども、そういう意味ではこの交流生活ゾーンが、ある意味10年とは言わないで、3年、5年で早くある程度の目鼻がつくように希望いたします。

旧朝里川温泉センター跡地のホテル建設計画について

もう一つですが、実は7月31日の道新に朝里川温泉の、いわゆる奥の方に高級ホテルが建つと、開業するという記事が出ておりました。その記事によれば、温泉つきホテルだというふうにあります、大変豪華なホテルだということでありました。このホテル計画の経緯、経過、概要、新聞報道は本当に極々わずかしきか書いておりませんけれども、承知している部分があれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

旧朝里川温泉センター跡地のホテルの建設計画ということでもありますけれども、温泉センターとしては、平成2年3月に廃止されました。その年のうちに民間に売却、そしてこれまで2回、民間で転売がございまして、現在の土地所有者になっている方は、地元朝里川温泉の旅館業を営んでいる事業者ということになっております。昨年の3月だったと思いますけれども、現在の土地所有者の方から、今の温泉センター跡地、その企業が持っている土地を買い取って、将来的に温泉つきの宿泊施設をつくりたいという話がありました。それで、私の方にあったというのは、その朝里川温泉地区の温泉の供給というのは、観光振興室で担当しているからです。そういう経緯があった中で話がありました。それから、しばらくしまして、今年の2月、雪あかりの路の期間中の終わりごろだったと思いますけれども、敷地面積が相当大きく、開発行為を伴うということで、その関係をその企業から委託を受けた会社の方から、アウトライン的な計画がこちらに示されたというところでもあります。それで、面積が6,000平方メートルくらいということで、実は新聞の中にもありますけれども、ここは都市計画法上の用途が第1種住居地域なものですから、ホテル用途では3,000平方メートルを超えると基本的には建築が不可であると。ただ、建築基準法第48条第5項ただし書というのがございまして、用途の中で3,000平方メートルを超えて建てたい場合には、市の方というか、特定行政庁の方に申請をすることになっています。そうした場合に、特定行政庁である小樽市が持ちます小樽市建築審査会という機関がございまして、そこで同意を得て、初めて建築確認申請を出せるというふうになっているということです。

それで、現在聞くところによりますと、ホテル建設予定者の方が、その建築審査会に向けての申請の書類を整えておられて、近々といいますが、来週、再来週あたりにそれを提出していくことになるかという話を聞いております。それで、実際に建築審査会に提出されるということが、その計画が初めて軌道に乗り始めると。それで、確認申請をくぐってということになりますと、基本的に冬場になりますので、12月、1月になりますので、この新聞報道にありますとおり、冬場の工事は避けたいと。それで、もしうまくいった場合には、来年4月から着工したいということで聞いております。

濱本委員

最近はあまり聞かれなくなりましたが、クラスター構想という言葉が、たしかあれば北海道電力の会長でしたでしょうか、提唱者でありました。この建てようとしている場所は、昔の朝里川温泉センターの場所で、その

隣には湯鹿里荘があったと思います。

この話は、観光クラスター構想というのがあったのだろうというふうに思いますが、その観光クラスター構想というか、研究会みたいなものは、もう今はどうなっているのかわかりませんが、ここがこの朝里川温泉地域の観光振興に向けて計画構想を検討していたという話も聞いております。このあたりについて、御存じの範囲で説明をいただきたいと思っております。

(経済)観光振興室佐藤主幹

ただいまお話にありました観光クラスター研究会でございますけれども、委員も新聞等で過去に報道されたので御存じとは思いますが、平成11年12月に小樽市地場産業振興会議というものがございまして、その下に三つのワーキンググループが設置されました。そのワーキンググループの一つの実戦部隊として、小樽観光クラスター研究会小樽ゆらぎの里というのが13年5月に設立されました。それで、この研究会での研究は、今おっしゃったとおり民間になりました旧朝里川温泉センター跡地と隣にあります私どもが管理しています市有地である旧湯鹿里荘跡地、これを一応一団の敷地というところをえ方をする中で、朝里川温泉地域の観光振興に資する計画、構想をつくっていかうという、そういうものであります。

それで、実際には15年3月に、一度朝里川温泉地域の観光振興の提言というのを取りまとめて、15年のものを一応は基本構想ということでとらえた中で、その後、17年3月にそれを基本計画という位置づけの中から、朝里川温泉地域の観光振興プランというのを作り出した。そこまでいった中で、研究会としては一定の役割を果たしたということで、その2か月後の17年5月に解散した。それで、その研究会の考えとしては、地域が引き続きその基本計画を基に実施計画に向けて取り組んでもらいたいということで、一応幕を引いたということなのです。

それで、17年5月の朝里川温泉地域の観光振興プラン、この中には、具体的な観光プランが三つ例示されておりました、その三つの例示の中で、今の旧朝里川温泉センター跡地については、いずれも温泉宿泊施設と、そういう位置づけで提示されている。したがって、今回のホテル建設計画につきましては、その面では整合性が図られているというふうに認識しております。

濱本委員

一つだけ確認したいのですが、この観光クラスター研究会というのは、解散になったということなのですが、ちなみに代表者はだれだったのでしょうか。

(経済)観光振興室佐藤主幹

一応個人とはなりますけれども、今の市長です。

濱本委員

この旧朝里川温泉センター跡地の活用ということで、そのクラスターの考えていたことに大体沿っているということではよくわかりましたけれども、関連するその隣接している旧湯鹿里荘跡地については、今のところ何も計画がないようなのですが、現時点でないとはいえ、何らかの話がたぶんあるのだろうというふうに思います。若しくは部内の検討として、こういう姿が望ましいというような話があれば、お聞かせください。

(経済)観光振興室佐藤主幹

観光クラスター研究会の母体というのは、先ほど申しました小樽市地場産業振興会議ということになっておりました、この地場産業振興会議が目指したというのは、地場産業の振興と新しい産業の創出という、そういう面であったということです。だから、キーワードとして、一つは産業ということ、切り口としましては。それで、旧朝里川温泉センター跡地は今申しましたとおり温泉宿泊施設ということですので、クラスター研究会が目指していることは、まさにこの旧湯鹿里荘跡地ということになるかと思っております。

それで、現時点の活用方法の検討ということでもありますけれども、新聞にもちょっと載っておりましたが、地元酒造会社が地元米、後志米を活用して、酒を醸造していく過程の中で、酒は放っておくと酔にかえると昔からい

いますけれども、その中で穀物酢、米酢をつくっていく、そういう工場を中心とした展開ができないかということで、活用方法を模索しているという段階であります。

それで、実際には平成17年5月にクラスター研究会が解散となりましたけれども、その後、その地域で実施計画の策定に向けて進んでいく受皿となる団体がなかったものですから、先般、社団法人小樽観光協会の方で、物をつくるといいますか、産業の部門に着目しまして、商品開発委員会というのがつくられまして、そちらが中心となって、そういう今の例えば酢の醸造工場を中心とした、また新聞にもあるとおり、体験とかも含めた形の事業展開ができないかということで検討していきたいということで、聞いているところです。ただ、いかんせん市有地なものですから、直接の売却ができるかどうかというさまざまな問題は今後抱えていくということです。

#### 濱本委員

この場所は実はちょっと見たことあるのですが、たしか小さな建物が建っておりまして、聞いたところによると、いわゆる市が泉源開発をした後に建てたポンプ室であるということになっております。現在は民有地であります。そこに市の所有建物があるということで、そこにさらに大きな建物が建設されるということになると、新たな土地所有者及び建て主、そしてこの泉源を所有している小樽市の関係というか、そこら辺については今後どのように進められていくのか。例えば撤去しなさいと言ったって、それはもう小樽市のたぶん大事な財産だということふうにも思いますので、その辺はどうなるのかということと、あわせてここに高級ホテルができるということに対して、近隣の人たちの感触というか、そこら辺についても、もし御存じであれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### (経済)観光振興室佐藤主幹

旧温泉センター跡地は、平成2年3月に廃止後、その年の10月に売却になっているのですが、その後もこの民間の所有地で泉源開発を行っているところであります。平成7年に供用開始した2号井、平成16年に供用開始した1号井、これについては、いずれもその当時の所有者の方々から土地を賃借した中で井戸を掘削している、そして今も借り続けている。そしてまた、敷地の中には、今、市の方で朝里川温泉地域の八つの施設に温泉水を供給しておりまして、その供給するための管が2系統入っています。1系統は高い位置のかんぼの宿に送る圧送管、それから低い位置に送っていく自然流下管というのが入っております。これについても敷地は借りているのです。ただ、その現地をごらんになったポンプ室についてでありますけれども、正確には配湯ポンプ室ということで言っておりますけれども、二つの泉源から引っ張り込んだ湯をためておく73立方メートル、73トンの貯蔵槽、それを持っていて、それから電気系統でいろいろやっていますので、電気設備一式を持っていまして、それから今言った圧送のポンプを持っていまして、なおかつ16年11月にレジオネラ菌の問題が発生しましたので、その除菌装置、そういうものも入ってきています。これは昭和63年に市がつくっております。そして、敷地も市のもので、広大な土地の中にぼつんと市の敷地と建物があるという関係ですからこれは自前のもので、実際には賃借関係はありません。

ただ、将来的な関係なのでありますけれども、泉源部の位置を絶対変えることができないのです。ですから、今のホテル計画で泉源がかぶるような計画ではないのですけれども、ポンプ室がちょうど今のままでいきますと、エントランスの部分に当たるということで、先方の方では建築審査会をくぐって確認申請がおりる段階になったときには、向こうの100パーセントの補償の中で、その部分を敷地の一番角の部分に持っていきたいと。それからまた、土地の下にいろいろ張りめぐらされている管も、管が外れたり破れたりしたときのために考えて、一番外側にメンテナンスがしやすい場所に持っていきたいということで、いずれもこれについては向こう側の補償でやります。それで、我々としても、現実にその段階になるまでの間はいろいろあるのですけれども、新しい土地は今動いていないのですけれども、動いた段階では新しい土地所有者と前の土地所有者と同じような形、同じ条件で土地の貸し借りをさせてくださいと。それから、開発行為になる段階においては、その前段階で協定書とか確認書とか覚書とかさまざまなものを締結する中で、取り組んでいただきたいという話をしながら今進めています。

それから最後に、周りの方々の感触ということなのですが、小樽市建築審査会にかける前段階としまして、半径100メートルだったと思いますけれども、敷地境界から100メートル範囲の土地所有者の方々の意見を聴取するというのが、建築審査会に至る前段階としてであると聞いております。それで、実際に住んでいる方も何軒かいらっしゃいますけれども、例えばホテルもありますし、その他例えば地元の公共的団体、町会、それから温泉組合、市が補助金を出している団体もございます。そういう団体もありますので、今、新聞で報道があります株式会社上毛につきましては、もう既にそういうところと一応話をして、うまくいったら計画を実現したいということで、おおむねの同意は得ていると聞いています。

大竹委員

北防波堤の遺産価値について

まず第一番目は小樽港の北防波堤、これにつきましては明治30年、1897年に建設が始まって、11年がかりで1,289メートルというのが完成して、平成12年、2000年ですけれども、これが土木学会の土木遺産ということにもなっておりますし、翌年の13年には「小樽みなとと防波堤」という形で、北海道遺産にこれが選定されているわけです。

そこでお聞きしたいのですけれども、これは一つの観点、小樽の観光資源という形の中でひとつ伺いたいと思います。

この北防波堤の遺産価値について、その観点から見てどのように思われているかということをお聞きしたいと思います。

(経済)観光振興室小鷹主幹

北防波堤につきましては、今、委員がおっしゃいましたように歴史的な価値もあり、非常に最近観光の面では、いわゆる産業観光という面もございまして、産業にかかわった遺構を観光資源として活用するという傾向があり、非常にクローズアップされております。そういう中では、小樽でもその産業遺構を観光資源として活用するという意味で、北防波堤は、ひとつそういう歴史を持った産業遺構ということで、運河と並ぶとまでは言わないまでも、そういった要素を十分持っているものだというふうには思っております。

大竹委員

それで、今回報告された中で、これは中小企業ということですが、この中に7番目の3の観光資源、小樽の産業遺産ということが載っております。これは単なる中小企業の中で物事をするということですが、小樽市の中でのそういう産業遺産とするならば、これを生かしていくということも、当然全体のこれからの小樽の観光も含めて、経済のことも含めて必要なことだと思うのですけれども、その辺はどう考えますか。防波堤は港のことだけだと思っているから大きな考えの間違いなのです。

(経済)産業振興課長

今、委員の御質問の中にもありましたけれども、過去、今回認定を受けました中小企業地域資源活用プログラムにかかわる産業遺産と申しますのは、あくまでも国が直接中小企業者に対して支援するものでございますので、基本的にはこのプログラムの活用というのは難しいというふうには考えてございますけれども、先ほど小鷹主幹の方からも答弁がありましたとおり、近年やはり産業観光ということでございまして、観光といわゆる産業遺産などをマッチングさせたような取組というものが、一つの新しいビジネスモデルとして成長しているような観点もございまして、そんなような形で有効利用ができないかどうか考えていきたいというふうには考えております。

大竹委員

今、ですから、この中小企業地域資源活用プログラムのことではないと断ったでしょう。そういう中で、観光産業自体が3分の1という形の中で、小樽の一つのこれからの産業として位置づけられるとするならば、そういう面で考えて先々のことに手を打っていかなかったら、観光産業ということは成り立たないということはおわかりでし

よう。これは私から言うこともなく。そういうことから考えたときに、今この中にはめていくということになるはずはないのです。ですから、そういうことにはならないけれども、これだけの遺産としてあるものを、これからの観光も含めて小樽の経済の中で生かしていく方法を考えられないのですかと、私は聞いているのです。その辺はいかがですか。

(経済) 観光振興室小鷹主幹

小樽の観光そのもの自体で、例えば小樽の代表的な観光資源である運河なども、いわゆる昔の産業遺構を活用したもので、それからまち並みそのものも、倉庫、それから鉄道、旧手宮線ですが、こういったもの、小樽のほとんどの観光資源が実は産業遺構的なものであるということを考えますと、小樽全体のそういう取り巻くというか、構成する観光資源の一つであるということを考えますと、今後今の観光にさらに広がりを持たせて、時間消費型、そして宿泊滞在型というようなものになっていくためには、こういったさらなる新たな魅力づくりの一つとして、対象としてとらまえていかなければならないと、そういう認識はしてございます。

大竹委員

そういうような話を聞きますと、北海道遺産であるこの防波堤、小樽市として保存している意義は感じておりますという受け取り方をしてよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういうようなことも含めて、今年あたりもずいぶんユネスコ関係に向けての世界遺産登録という形の中で出てきました。今、遺跡の登録ということも出てきますけれども、一つの観光の大きな目玉としていったときに、世界遺産ということがどういう意義を持って観光に寄与していくかということは御存じだと思いますので、そういうものに向けての価値だってあるのではないかと思うのですけれども、その辺の見解はどうですか。

(経済) 観光振興室小鷹主幹

世界遺産の中で、知床のような自然そのものの世界遺産もあれば、こういった人工的な構築物を遺産とする場合、そういうものも両方あると思います。それが、世界的なレベルでの、例えば極端にいうとエジプトのピラミッドだとか、そういったもののような、そこまでのレベルに行くのかどうかはわかりませんが、小樽市の持つ独自の産業遺構としての観光資源的な意味合いは持っているものと思います。世界遺産レベルというところまでいくと、ちょっと私の判断の基準を超えておりますけれども、歴史的な価値、それから観光資源という価値はあるものというふうには思っております。

大竹委員

そこで港湾部にお伺いします。

この北防波堤がつくられたそういうことをいろいろ考えて、私が説明する必要はないと思うのです。だれがどのような形でつくったとか、つくられた方はもう百も承知でしょうから。こういう物自体が小樽にある。かつまたいろいろ人工的なものとしましても、それだけの価値があるのではないかという思いを、その土木の問題も含めて、港湾部としてはどう考えますか。

(港湾) 事業計画課長

北防波堤につきましては、先ほどの港湾整備予算の中でも説明しまして、現在、平成10年度からということで事業に入っております。17年度から現地の工事に入っております。今回の改修の考え方としましては、まさに歴史的な価値のあるものということの観点から、形状を変えることなく、現在の機能を修復、もちろん機能を保全するということもありますし、でき上がっている形につきましても、現在何をやっているかといいますと、水中部の基礎を覆っております被覆ブロックがかなり傷んでいるという状況もございまして、それをまずもとの形で修復することと、それから水上部の上部工につきましても完全に打ちかえるということではなく、現在の形を保全すべく改良するというところで工事を進めております。

大竹委員

それで、今の改修工事を基礎部分からやるというのはわかるのですが、今の状況の中で放っておいて、あれが解するという心配はないのですか。

(港湾)事業計画課長

現在の状況は、先ほども申しましたように、水中部の被覆ブロックが普通順番に積みさっているものが散乱しているという状況がありまして、それを今修復しているということです。当然防波堤ですので、波浪に対して港を守るといことなのですが、それが大きな波浪になりますと、被害という部分を考え、可能性はあるのですが、現に今年の1月のしけについては、北防波堤ではなくて、北副防波堤の上部が一部欠損したという状況もありますので、長い間このままという状況ですと、その懸念はありますが、いかにせん防波堤の改良につきましては、費用もかなりばく大にかかるということもありますので、長い時間はかかるのですが、順次悪いところから改良を進めているという状況でございます。

大竹委員

今話を聞いていて、一つの遺産ということもありますから、それが解するようなことがあっては困る。それに対する手当をしなければならぬというのは、当然考えているものと受けとめております。そういう形の中で、確かに費用がかかるものですから、平成19年度が2億円、20年度が3億円、それで15パーセントの費用負担があるものですから、その財源に大変な部分もありますけれども、ああいうものは、壊れてしまうと大変なことになります。もう直すなんていうことはできませんから、それをもとどおりにするというの、もっと多額の費用がかかるということもありますし、遺産すらなくなってしまう。だから、先代が築いたものを大事にしていくということが、それは文化という形の中で小樽観光を生かしていくということになるだろうと思いますから、その辺はしっかり手当をしながらやっていっていただきたいと思います。

忍路漁港の整備計画について

次に、別の問題に行きます。

忍路漁港の整備計画、これは機能回復ということなのですが、最初に、これについて何点かお聞きしておきたいと思います。

まず、忍路漁港を利用している漁業従事者の数、それと年齢別構成員の内訳、これは当然将来の担い手ということを考えていくと、必要なことなのですが、それと所有船舶数、これは要するにぼんぼん船ということと、それから和船の船外機付ということで、いそ舟ということになりますけれども、それについてはどのようにとらえていますか。

(経済)水産課長

利用者数ですが、忍路漁港のところは、27人前後と聞いております。それから年齢構成ですが、個別のものは出ませんが、期成会などで聞いたところでは、市内では平均年齢は65歳となっているのですが、忍路地区については全体として若くて、後継者なども多く、平均年齢は40代と聞いております。船については、やはり隻数、小まめな部分もあるので、ただ現在は場所が狭いということでつけるべきではない防波堤等につけている船が3隻ほどあるということで聞いています。あと船揚場なんかについては、70隻前後ということで、手狭なところに船揚場を利用して、みんなで融通し合いながら使っていると聞いております。

大竹委員

それで、今言われたとおり、忍路地区は結構皆さん若いのです。20代もいますし、21歳の女性もいるのです、いそ回りをしています。そういうことを考えますと、この地域というのは特別な地域かというような気がしていますので、それに対してやはりこれからの1次産業の漁業という形の中で、それなりの方向性を見つけてやらなければならないというのも行政の仕事でもあるし、行政ばかり頼っても困るということも現実にはありますけれども、そう

いうふうにしてやっていかなければならないのだと思います。

それで、今の状況を伺いますけれども、係留状況、荷さばき、先ほど3隻が係留されていると言いましたけれども、このところ、たしかに防波堤につないでいると思います。本来、防波堤というのは船の係留はできないというように思うのですけれども、この辺はどうですか。

(経済)水産課長

使用目的として、防波堤については、係船目的としてはいません。ただ、実際として手狭な中で、そういう部分をクリアするために、臨時的に係留しているというのが実態だと思います。

大竹委員

そういうことを考えますと、係留ができるような、あるいは荷さばきができるような状況、環境をつくってやらなければならないということが、当面の仕事であろうと私は思います。

それで、忍路・蘭島の水揚げ高も結構いいのです。私の方から申しますけれども、平成18年度全市で16億5,800万円ぐらい、忍路・蘭島で1億五、六千万円になっているわけです。そのようなことで、18年3月に地元の要望が出されています。これは整備計画、機能回復ということで出されておりますけれども、その地元要望の内容についてお示しください。

(経済)水産課長

今、大竹委員からのお話がありましたように、係船岸壁あるいは船揚場、荷さばき用地、あるいは漁具を干す場所、そのような部分が手狭ということで、漁業者から北海道の方に要望が上がっております。

大竹委員

そういうようなことで、いろいろと後志支庁の水産課あるいは漁業協同組合、それから市の水産課とも協議をし、また、一度はたしか経済部長ともお会いしていますね。そういうようなこともありまして、これからも今言われたような形の中で、この1次産業の水産業の一つの特化された部分かもしれませんが、あそこは風光明媚なところでもあります。自然的には良港でもありますけれども、今の状況の中で非常に手狭な中で作業ができないような状況、やってはいますけれども、非常に不便になってきているということ。その改善に向けてこれから先、どのようなそれぞれの役割、それぞれの役割と申しますのは、期成会の役割、漁業協同組合の役割、後志支庁の水産課の役割、そして小樽市の役割ということについて、それぞれこれからどのようにしていくのがよろしいと考えるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(経済)水産課長

忍路漁港につきましては、北海道が管理する漁港であります。利用者の要望を受けて今北海道の方で計画を詰めております。漁業者の要望は要望として、ただ実態としてどの程度が適正規模なのかということは今詰めております。その計画については、早ければ10月中には北海道の考え方が示されると伺ってしまして、例えばその部分で事業計画が出てきますと、通常ですと、北海道、国、それから地元負担というのがあります。何回も話させていただいて申しわけないのですが、非常に財政状況が厳しい中で、新規事業というのは相当厳しいかと思っています。その中で、今、北海道は国と整理しながら計画をつくる。小樽市はどうかという意見の伺いが来ます。ただ、小樽市としては、よろしくお願ひしますと、すぐに言える状況ではありませんので、あとは地元漁業者、期成会、漁業協同組合等とも相談しながら、どういうことをやったらできるのか、あるいはそういう部分では負担に耐えられないとか、いろいろな部分もあるかと思っておりますので、それらについて今北海道の計画が示されるのを受けて、漁業協同組合等とも真しに話し合いをしながら、検討していきたいと思っております。まだ右に行くか、左に行くかは、昔であれば、当初計画があって、小樽市はすぐ業者と一緒に北海道に要望できる状況というのが従来でしたけれども、今は小樽市のスタンスは、ただ、お願ひします、あとはできませんとは言えませんので、常に今まで1年半、北海道と漁業協同組合の交渉に私どもも立ち会っておりますけれども、その中ではその計画を示されて、それが小樽市の財政状況



あるいは漁業協同組合の状況、それらを勘案しながら、やはりできるのかどうか。北海道にそこまで計画をつくらせて、その後の返事というのは適切かどうかわかりませんが、やはり実施する、計画を縮小する、延期する、それから難しい、そういうような 4 点ぐらいの選択肢を持ちながら、我々の方では 10 月の北海道の提示を待ちたいと思っています。

大竹委員

それで、忍路漁港は第 1 種です。同じく塩谷漁港も第 1 種です。塩谷漁港はある程度の整備が終わっていますね。平成 18 年度で終わっていますね。この整備に要した工事全体金額ということと、小樽市の財政負担はどのぐらいになりますか。

(経済)水産課長

塩谷漁港について、平成 13 年あたりから関連の道路をはじめ、あるいは今、護岸などをいろいろつくり、その金額については、今、資料を持っていませんので、後ほど調べて答えさせていただきます。

大竹委員

今、資料を持っていないということは、それはしようがありませんけれども、かなりの財政負担もしているということです。これから先々へ行って、この漁業者がまだまだ増えていく可能性もある。元気な人達がまだ後継者として残っているところ、そこにやはり力を入れてやらないとならないということが当然あるかと思しますので、単に財政が大変だとすべて切ってしまったら、すべてがデフレスパイラルになってしまいます。やはり出すところには出さなければならない。先々のことを考えたら、出さなければならないところにはやはり予算づけをしていかなければならないということが当然あるかと思しますので、その辺も考えて、これから取り組んでいただきたいと思えます。

そういう形で、最後になりますけれども、せめて調査費ぐらい小樽市として前向きに検討していく意思はございませんか。

(経済)水産課長

今、通常の前向きとしましては、事業実施に向かいますと、まず 1 年目に北海道が単独で調査費をつけます。2 年目に国で調査費をつけますということで、市単独ではそういう調査についての協力はありますが、小樽市独自の単独調査というのは、システムの今のところはないという押さえをしております。

大竹委員

ないとしても、今、これから先に向けて漁業者が、やはり地域のことも経済も含めてやっていこうとするものに対して、市として直接出さないまでも、北海道あるいは国に対してそのような形で働きかけていくということだった必要わけですね。そういう意識はありますか。

経済部長

今の委員のおっしゃることは、十分私もよくわかりますし、地域の地場産業を振興していくという中でも、特にこの忍路漁港については若い方たちもいますし、いわゆる将来につなげるような整備を進めていく必要があるかと考えております。

ただ、先ほど水産課長からも答弁をしておりますけれども、これはそうは言いながら、やはり今の小樽市の財政状況というのは、かつて経験したことのないような非常に厳しい状態にあるというふうに私は思っております。そういった中で、やはり今の財政状況の中では、押しなべて少しずつ事業を進める、何かの事業を割かなければできなくなると、そういう状況の中で、本当にこの事業が緊要かつ緊急にしていかなければならないのか、こういったことを慎重に考えていかなければならない。

現在、北海道の方では、これは去年、おとしあたりからいろいろと話がありまして、事業の内容が実は相当に揺れております、率直に言います。これは御存じだと思います。今、私どもとしては、では具体的に市が今後検

討していくに当たって、概要だけでもいいですから、いわゆる計画の内容なり、年次計画あるいは事業資金の内訳も具体的にいつぐらいからそれが負担になっていくのか、こういったあらあらのことを、ある程度対外的に説明できるようなものを、我々としても、北海道に対して求めていく。

ですから、やはりそういった状況と、これから期成会、あるいは漁業協同組合の方向、こういったことを総合的に見ながら、その方向性を見だしていかなければならない、その趣旨で答えさせていただきましたので御理解願いたいと思います。

大竹委員

いい方向に行くように念じております。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

佐野委員

先ほど報告を聞いて、少しばかり意見も含めてお聞きしておきたいというふうに思っています。

中小企業地域資源活用プログラムについて

産業振興課長の方から報告がございました中小企業地域資源活用プログラムについて、何点かお聞きしたいと思います。

御承知のように、北海道も含めて、小樽市の経済あるいは産業活動というのは極めて停滞気味であると、こういうふうに思っていますし、さまざまな角度でどうすればという思いで模索をする、あるいはまた関係者も販路拡大等々も含めて、懸命に努力をしていると、こういう中で報告がございました中小企業地域資源活用プログラム、いわゆる新たな支援策が出たことは、極めて的を射ていることではないかと、こういうふうに思っています。

そこで、一、二点お聞きいたしますけれども、先ほどの報告によりますと、この支援事業に対して、道内では既に669件という、大変な数でこの事業計画を提出していると、こういうふうに報告がございました。道内他都市に比べて、そういう意味では小樽市の場合は1号、2号、3号しか提出をしていないということなので、それは何か理由があるのか、まずお聞きしておきたいと思います。

(経済)産業振興課長

確かに道内からは669件の地域資源が認定をされております。認定に当たりましては、都道府県知事がまず基本構想というのをつくりますので、基本構想の中に各市町村から提案をされた地域資源というのが盛り込まれて、これがまず国の方から認定されるということになってございまして、今回669件が認定されたところでございまして、小樽市の6件が多いか少ないかということになりますと、いろいろな考え方が認定のときにあるかと思っております。例えば道東の都市ですと、比較的農産物が多くとれますので、20も30も地域資源として上げている市町村もございまして。ただし、私どもの考え方といたしましては、ある程度地域資源として認定されて、その後に事業計画がさらに認定されなければ物にならない制度でございまして、私どもといたしましては、ある程度それぞれの企業の中で、今後、新しい商品だとか新しい製品が開発されるだろうと、そういう想定の下に、事業計画を上げ

ていった場合、比較的採択されやすいものを厳選したといいますが、ピックアップをした中で 6 件を今回上げさせていただいたという経過でございます。

佐野委員

それで資料にも記載していますが、小樽市の場合は 1 号、農林水産品、ホッケですね。2 号が鉱工業品、3 号が観光資源ということで、それぞれ記載されておりますけれども、これらの品目の、事業者の具体的な開発の中身を示していただきたいと思います。例えばホッケであれば、新商品開拓とかという、具体的にどういうことを目指しているのか等々のことをわかる範囲で示してください。

(経済)産業振興課長

先ほどの答弁と若干関連いたしますけれども、ある程度こういったものが新しい商品なりサービスとして開発されるだろうという想定の下に、例えば今回地域資源を北海道の方に提案し、認定されたわけでございますけれども、幾つか例示をさせていただきたいと思っております。例えば 1 号の農林水産品で認定を受けたホッケでございますけれども、これにつきましては、まだ何をつくっていくかというレベルではございませんけれども、小樽に揚がるホッケ、これの多くがやはりすり身の原料として小樽以外、特に道東の方に出荷をされていっておりますけれども、割合にいたしますと 8 割から 9 割ぐらい、ホッケがすり身の原料として道東の方に出ていくということで、どうも市場の中で競争力が働かないというような課題が、機船漁業協同組合の方にございまして、何とかホッケの付加価値を上げていけないだろうかというような取組を、現在、されているというような話も聞いておりましたので、具体的に新たな商品というものを、これから検討していくという段階でございますけれども、基本的な考え方としましては、小樽に水揚げされるホッケの付加価値を上げていく、そういったような商品づくりに取り組んでいきたいというようなことで伺ってございます。

それから、鉱工業品のガラスですけれども、市内の業者で今取り組んでいる例を申し上げますと、基本的にガラスの場合、原料となる砂でございますけれども、ほとんどが輸入品でございますけれども、この事業者は道内でとれるある鉱物、今この場では申し上げることはできないのですけれども、それを使ったガラス製品をつくってみたいと。いわゆる道産ガラス、この開発に今力を注いでいるというふうに向っているところでございます。

それから、日本酒で申し上げますと、日本酒というのは、発酵技術を要するわけでございますけれども、この発酵技術を使った何か新しい製品、それからワインですと、ブドウの絞りがすから何か機能性食品ですとか、サプリメントができないか、そんなような検討をされておりますので、今後こういった中から新商品が開発されてくるのではないかとこのふうに向っているところでございます。

佐野委員

それで、このような地域資源活用プログラム等々のことに関して、例えば今お話ししていたような機船漁業協同組合であるとか、個々の事業者あるいはまた小樽の経済界、産業界の皆さん、あるいは会議所の皆さん等々のこの支援活用プログラム等の事業に対する評価というのは、どういうふうに行われているのか。

それから、今はこういう形でのございますけれども、5 年ぐらいで、また事業拡大できるという内容になっていきますので、追加的なそういう事業は、これも検討されていくのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

(経済)産業振興課長

二つの御質問があったかと思えます。

この中小企業地域資源活用プログラムに対する業界の感触といいますが、反応でございますけれども、先ほど新谷委員の御質問にも答弁させていただきましたけれども、地域資源として北海道に上げる際に、商工会議所あるいは観光協会、水産加工協同組合、そういったところにも出て説明をし、御意見を伺いながら提案をさせていただいたわけですが、今回の一番大きな特徴は、国が直接中小企業に対する補助金を投入するということですが、これまでの制度とはちょっと異なる部分でもございますし、総額 30 億円の予算を組んで、国が地域資源の活用に力を

入れて、地域経済の格差を是正するという取組でございますので、特に経済界の先ほど申し上げましたような各団体からは、ぜひ使ってみたいというようなことで評価をいただいているところでございます。

それから、私どもの今後の考え方でございますけれども、北海道の方に伺いますと、今後、基本構想の変更も考えられるというふうに伺っておりますので、地域資源というのは先ほど申し上げましたとおり、基本構想の中に盛り込まれているものでございますから、今後、幅広く業界の御意見などもお聞きしまして、さらに小樽市の地域資源の拡大が図れるよう、私どもといたしましても、その把握に努め、さらに地域資源を国に対して提案していきたいというふうに考えてございます。

佐野委員

大体概要を聞いたのですが、最後に 1 点なのですが、いずれにしてもせっかくの地域経済の活性化に期待できる国の支援策でございます。ぜひ大いに活用するといいますが、産業振興課を窓口にして足を運んで知恵を出して、ぜひ新しい小樽のそういう商品開発になるように、また地域経済活性化の大きな一翼になるような努力を期待して、質問を終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

中小企業の地域資源活用プログラムについて

私はこのたびの一般質問で、この小樽経済の活性化に向けた取組として、食の安全・安心あるいは中小企業を含めた小樽全体をフォローするような取組として、例えば小樽ブランドのシールの作成などでアピールできないかという質問を行いました。市長からも大変前向きな御答弁をいただいたというふうに思っておりますけれども、ただいま先輩議員の方からいろいろと御質問がありました中小企業地域資源活用プログラムの関係について改めてお聞きしたいと思います。

新聞の報道などによりますと、この国の制度を活用することによって、新商品の開発などに最大で 3,000 万円の補助金が支給されるというふうに書かれておりまして、この制度を活用することによって、小樽ブランドの販路の拡大に大きな期待ができるというふうに思っております。

そこで、今、委員の方からも御質問がありましたけれども、この選考基準といいますが、小樽から選ばれた 6 件の基準といいますが、どういう経過でこういう 6 件が認定をされたのかということ、まずお聞きしたいと思います。

( 経済 ) 産業振興課長

今回 6 件の地域資源を申請し、認定を受けたわけでございますけれども、資料 1 の 4 のところに、地域産業資源というところで、中小企業地域資源活用促進法というのが、この 6 月に施行されておりまして、この第 2 条で定義されているものがございます。1 番目には相当程度認識されている農林水産品、鉱工業品、それから 2 番目といたしまして、鉱工業品の生産にかかわる技術、3 番目として観光資源として相当程度認識されているということで、この三つがこの法律の中で地域資源として定義をされております。したがって、私どもが国に対して提案をするときには、この法律に基づいて提案をしていったわけでございますけれども、先ほどの説明の中にもありましたけれども、やはり相当程度認識をされているというのは、どの程度なのかといういわゆる判断の問題ですけれども、これはあらかじめ北海道の方から基準が今回示されまして、一部先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、改めて答弁させていただきたいと思っております。一つには地方自治体の条例ですとか、そういったもので指定をされているものが対象になるということでございますので、小樽市の場合、歴史的な建造物が条例で指定をされておりますので、産業遺産はこれに準じた形で提案をさせていただき、認定を受けたところでございます。

そのほかの地域資源につきましては、一般誌、雑誌あるいは公的な媒体、ホームページ、そういったものを通じまして、集中的に報道された商品、そういったものが対象になるだろうというような指針がございまして、昨年 1 年間の例えば市内版なり、道内版で小樽の企業が取り上げられたケースをある程度ピックアップいたしまして、これならいけるだろうという商品を私どものレベルで選定をさせていただき、これを商工会議所ですとか、観光協会などの御意見をいただきながら、北海道の方に提案をさせていただいたという経過がございます。

林下委員

全道的に認定された数はかなり多いということで、先ほど報告をいただきましたけれども、小樽の申請企業が私の印象では予想外に少なかったのではないかというふうに思います。

これから地域資源の品目がいろいろ多いほど、企業としての活動範囲も広がりますし、経済活動に与える影響も大きいと思いますけれども、市としてさらにこれから新たな地域資源を申請する考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(経済)産業振興課長

今回の地域資源の認定、これが基本的には最後ではないというふうに伺っております。今後、先ほど申し上げた基本構想の中に地域資源というものが盛り込まれていくわけでございますけれども、北海道の方でもこの基本構想の変更というものを、今後考えていくというふうに伺っておりますので、その機会に合わせて新たな地域資源というものを私どものレベルで把握に努めまして、条件に合致するものがあれば、基本構想に改めて盛り込むと、そういう考えでございます。

林下委員

この国の支援を受けることができるかとされている新商品の開発でありますとか、いろいろ項目がありますけれども、どの企業であってもこの補助金の対象になるのか、あるいは受けられる、いろいろな条件が付されるものなのか、そういった点をお知らせください。

(経済)産業振興課長

このプログラムの趣旨といいますのは、中小企業の皆さんが地元の資源を使って新しい商品ですとか、新しいサービスの開発、販路拡大、そういったようなことをする際に支援を行うというものでございますけれども、国の見解を私どもも伺っているところでございますし、今、市内の企業者が国のヒアリングを受けておりますけれども、そういったことを伺っておりますと、やはり新しい商品をつくるというだけでは、なかなかこの制度を活用するのは難しい部分もございます。国の方といたしましては、同じ商品をつくるに当たりまして、やはり新規性、それからほかの商品と比べての優位性、それからこういった形で販路を拡大していくのか、その戦略ですとか、手法ですとか、そういったものも含めて、今ヒアリングをしているような状況でございます。そういった話を私どもも聞いておりますけれども、基本的にはそういった新規性ですとか優位性、販売戦略、そういったものが、国の条件にかなうようなものが採択されるのかというふうに思っておりますので、必ずしも新しい商品をつくったからということで、すべての事業計画が認定されるというわけではないと、そういうふうに思っております。

林下委員

この制度は国が中小企業を直接支援するというところで、小樽市としては厳しい財政の中で、この機会というのは大きなチャンスであるというふうに私自身は受け止めたのですがけれども、小樽市としてこれからどうかかわっていく方針なのか、お聞かせください。

(経済)産業振興課長

この制度は、国が直接中小企業に対して補助事業を導入するとか、支援を行っていくという仕組みでございますけれども、小樽市といたしましては、やはり先ほどの御質問にもありましたけれども、今 6 件、地域資源を認定いただいているところでございますけれども、一つはさらに新しい地域資源が認定できるよう、市内の企業からいろいろ

いと御意見を伺いながら、新しい地域資源の把握、これにまず努めていきたい。そのことによって新たな地域資源が認定されるだろうというふうを考えてございます。

それから、もう一つは、やはりこのプログラムを多くの企業の皆さんに知ってもらい、使ってもらうことによって、初めて地域経済の活性化につながるというふうを考えてございますので、私どもといたしましては、新しい制度でございまして、まだまだ十分認知はされていないところもございまして、さまざまな機会を通じまして、このプログラムの仕組みあるいは補助金の制度、そういったものをPRしていきたいというふう考えているところでございます。

林下委員

厳しい小樽経済の活性化のために、さらなる努力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

オタモイ海岸の道路について

さきの第2回定例会の当委員会でも、オタモイ海岸の遊歩道の崩壊の問題がありまして、オタモイ海岸の景観は観光資源としても貴重な財産だと、そういった認識で山側の遊歩道の整備あるいは海側からのルートの開拓はできないか、あるいは船を利用した観光など、さまざまな意見が出されたというふうに思っていますけれども、これまで検討した結果、あるいはその取組の経過を含めて、今後の対策についてはどうなっているのか、お答えください。

(経済)観光振興室佐藤主幹

第2回定例会におきまして、オタモイの崩落の関係の調査結果については報告したところであります。その際にも報告いたしましたけれども、岩盤があまりにももろいということで、新たな遊歩道等の設置については極めて難しい。市としましては、オタモイの自然景観は、国立公園内に位置するという風光明媚な場所でございますけれども、基本的には海から見たオタモイ観光というのを実施したいというのが一つと、それからオタモイ団地の方から上がってきますと、市道オタモイ通線で下がった終点の回転道路の位置づけの中で、無料でとめられる広大な駐車場がございます。ですから、釣り客の方々等々、それから海水浴場は開設されていませんけれども、海岸沿いといいますが、水際におりる方がいるということで、そこに駐車してオタモイの景観等を楽しんでいただきたいと、現時点ではそのように考えております。

林下委員

小樽市鯉御殿の周辺道路整備について

それと関連いたしまして、鯉御殿は、2年前になりますか、台風の被害があつて改修されて、昨年の実績で見ますと、1日あたり150人が鯉御殿を利用しているという実績の報告がありますが、この鯉御殿に至る道路は、非常に坂道で、さらには狭いということで、利用者から駐車場に入っても、方向転換するのも大変だということで、改善を求める声というのが結構あると思うのですが、今おたる水族館の人気もだんだん回復しているというような話もありますから、これからそういう相乗効果というものも期待しまして、ぜひこういう改修工事を早急に実施してもらいたいというふう考えていますけれども、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室佐藤主幹

小樽市鯉御殿の関係ですけれども、直接的な管理は当観光振興室ということで、平成16年4月から指定管理者制度採用の中で、小樽水族館公社が指定管理者となっております。それで、鯉御殿の位置でございまして、ちょうど小樽海岸公園線を真っすぐ行きまして、突き当たりますと左折します。そこから、市道祝津道線というのが120メートル続いておりまして、その途中で鯉御殿があります。道道はある程度の幅員はございますけれども、左折して上がっていく道路については、いわゆる昔の2間道路、幅員が最も狭いところで2.7メートル弱、広いところでも4メートルちょっとということで、実際もう一つの関係がございまして、突き当たりに民間の方が駐車場を営業していますけれども、極めて祝津観光においては非協力的な方でありまして、昨年の第2回定例会におきましても、市長の方から新たな鯉御殿への取付け道路については検討したいという本会議での答弁がありました。その中で、

私ども、昨年から現道の拡幅、それから今、水族館下に中央バスのバス停がございますけれども、あそこから灯台側に段々畑があります。あれを掘削してトンネルをつけられないか等々いろいろ検討しました。それで、現道の方から話しますけれども、実際に曲がりましてすぐ左の民地、これを買い取れないかということで地権者等とも当たりました。ただ、買い取るためには測量が必要ということになった場合に、突き当たりで駐車場を行っている民間の方がいまして、その方々の現地立会、それから立入り等をお願いしたのですけれども、拒否をされたということで、今度トンネルの方についても、いろいろ地権者が錯そうしているのですけれども、その中の可能性について模索した中で、トンネルを掘削して道路をつけるとした場合、概算ではありますけれども、建設部の方から5億円かかるということを聞きまして、それであればちょっと無理ではないかと。それで、市道祝津道線を上がっていきまして、すぐ右のところには12台ほどの乗用車の駐車場がございますけれども、極めて位置がわかりづらくて民間の駐車場に入ったことでお金を取られたという、そういう苦情が観光振興室に入っております。それで、市としまして、ホームページ等々の中で、民間駐車場の位置についてお知らせしたり、それから相当手前の位置に大体畳2畳ほどの大きな看板を設置して、駐車場の位置を示しているのですけれども、車に乗ってこられる方は、一瞬見て民間と公共の違いはやはりわかりづらい部分もございますので、来年に向けては、はっきり無料駐車場の位置がわかるような看板等の設置について、指定管理者の小樽水族館公社ともども検討していきたいと考えてございます。

林下委員

非常に難しい事情があるということで、大変苦勞も絶えないのだと思いますけれども、非常に観光地としては有名なところですから、ぜひ頑張って解決をしていただきたいと思っています。

文学碑の観光資源としての認識について

次の質問に移りたいと思いますけれども、小樽にゆかりのある歌人であります故並木凡平さんの歌碑が朝里不動尊境内に建っていることは、あまり市民にも知られていないのかと思われましても、この碑は昭和37年6月11日付けの道新の記事によりますと、既に20数年前に建設をされて改修の記念式が行われたというふうに記されております。そうしますと、70年余りの歴史があるということになりますけれども、この文学碑が実は今土地の所有者が亡くなりまして、存亡の危機にあるというふうに言われております。小樽市には伊藤整だとか、小林多喜二とかいろいろと多くの文学碑や記念碑がありまして、かつては小樽の碑をめぐるツアーなんていうのも組まれておりまして、全国的にもその価値は高く評価されているというふうに認識をしております。小樽市として、この並木凡平さんの歌碑の存在と歴史的な、あるいは文学的な価値、あるいは観光資源としての認識はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

(経済)観光振興室小鷹主幹

この並木凡平の歌碑については、私どもで調べましたところ、昭和13年に凡平を慕う人々によって建立されたというふうに聞いてございます。この歌碑を含めまして、市内には20数件の文学碑、歌碑等がございますけれども、委員もおっしゃいましたように、歌碑をめぐるような観光ルートもあったという、そういった中で、平成15年に実は観光振興室の方で市民の公募を経て発行いたしました小樽観光コース「来ぶらり100選」というのがございまして、その中で観光ルートを紹介するという中で、100選のうちの75番目の銭函朝里地区文学記念碑めぐりというコースに紹介されてございます。

そういった経過がありまして、市としてもこの凡平の文学碑について、既に観光資源としての価値はある程度認識を持っているということでございます。そういうことでありますので、今後のそういった保存につきましては、今後の管理者がどなたになるかということとはちょっとまだわからないようではございますけれども、観光担当部署としては、観光資源としての価値を持つ歌碑、文学碑、そういったものの活用とか、それからこの「来ぶらり100選」というものの、そのものの活用をしていくという意味を含めて、文学碑等を総括的に管理する立場にある部署というのは文学館なものですから、そちらの方とも相談をしてみたいというふうに思っております。

林下委員

小樽市としても、歴史的文化だとか、あるいは観光の専門家の皆さんの意見を聞きながら、ぜひ検討をしていただくことをお願いしておきたいと思っております。

原油高騰による小樽経済への影響とバイオ燃料について

次に、石油価格が市場最高値を今なお更新し続けておりました、これに伴いまして、運輸業なり、農林水産業など、経営に与える影響は極めて深刻になってきているというふうに言われています。また、石油製品を原材料とするあらゆる商品が値上げ傾向にありまして、経済全体への影響も懸念されているというふうに言われていますが、小樽経済への影響をどう認識されているのでしょうか。

(経済)産業振興課長

原油の高騰に伴います燃料としてのガソリンあるいはその原材料費としてのプラスチックなど石油製品、こういったものが高騰しているということは、私どもも認識しておりますけれども、年に4回、3か月に1回なのですけれども、市内の金融機関あるいは商工会議所に対して、どういう状況になっているのかという聞き取り調査を私どもも行ってございます。ただいまの御質問にもございましたとおり、やはり運送業者、ガソリンスタンドあるいは石油製品としてのプラスチックなどの卸業者、そういったところからの相談を受けていると。あるいは経済の動向調査などを見ましても、やはりこういった業種を中心にいたしまして、その収益が圧迫されているというような調査結果が浮き彫りにされているのが現状でございます。

林下委員

それで、実は市民生活にとっても、これから非常に欠かすことのできない民生用の灯油価格というのが、ずいぶん既に心配をされて、私どもも市民から電話を受けているというような状況にありますけれども、民生用灯油価格の今後の見通しといたしますか、非常に難しいと思うのですけれども、どういう認識をされているかお伺いをします。

(経済)産業振興課長

灯油も含めてのお話になるかと思うのですが、やはり今の原油の価格が上がっている一番大きな理由といたしましては、最近の新聞報道などを見ますと、二つほどございまして、やはり中国ですとか、インドといったような新興工業国の需要が非常に拡大しているということで、世界的にやはり原油が不足気味だというような理由が一つございます。それから、二つ目といたしましては、原油そのものが投機の対象になっておりますから、需要と供給とは次元の違うところで、価格の上昇というのが増幅されているといたしますが、そういったような今状況になっておりますので、私どももそういった新聞報道などを見た感想を申し上げますと、やはり当分の間高値で維持をしていくのかというような感じを受けているところでございます。

林下委員

これは民生用灯油という意味では、市政策にかかわる部分ということで回答は求めませんけれども、もう既に民生用灯油が値上がりして心配だということで、市民からはかつて福祉灯油を、小樽市でやった経緯があるけれども、ぜひそういうことも検討してくれという話がありますことをつけ加えておきたいと思っております。ただいま認識を示していただきましたけれども、OPECが増産体制を図るということも言われていますが、これはもう需要増に対応するだけで、価格は高水準が維持されると、今日の新聞にもそういうような見通しが出ておりました。

それで、私はこれからバイオ燃料を生産する企業誘致への支援ということもこれから重要な政策になってくるのではないかとこのように考えています。

バイオ燃料の問題は、今まで環境対策という位置づけがされてきましたけれども、ここまで原油が高騰している状況を考えますと、今まで石油税の問題を除けば、経済活動としては成り立つというふうに言われてきました。石油連盟が昨年1月18日に出した資料で、精油所の出荷価格が1リットル66円、ガソリン税をプラスして、120円の水準のときなのですが、これで肥料価格に準じて糖みつを原料とするエタノールを生産した場合、1リットル90円で、



規格外小麦を使用した場合でも 1 リットル 98 円というふうな試算が出ています。現在は精油所の出荷価格がおおよそ 90 円というふうに言われていますから、バイオエタノールやバイオディーゼルとともに、道内の平均価格を考えますと、現在、今日の新聞によりますと、道内の平均価格で 142 円ということですから、十分に採算がとれるのではないかというふうに思います。税制の問題もありますけれども、例えばブラジルでは、サトウキビを主原料にエタノールを既に 1,700 万キロリットルをつくって、既に輸出にも回している。アメリカでも相当エタノールの生産に力を入れて、2 年前の数字でも 1,500 万キロリットル。原料にしてもフランスはてん菜、あるいはスウェーデンやスペイン、ドイツでは小麦と、そういうようなことで、いろいろな原材料を利用してエタノールを生産している。バイオディーゼルに関して言えば、菜種油とか、あるいはヒマワリの油、大豆油など、かなりのバリエーションがありまして、ドイツでは既に 104 万キロリットル、フランスでも 35 万キロリットル、イタリアでも 32 万キロリットルというふうに生産しておりまして、かなり今、増産体制に入っているというふうに言われています。

日本国内でも京都市や福島県いわき市で、市内の旅館や飲食店や家庭から出た廃棄用の食用油を回収して、バイオディーゼル燃料を生産し、京都市では現在 1,500 キロリットル、いわき市でも 500 キロリットルが生産されて、ごみ収集車や市営バスの燃料として使われているということになっています。

こうした取組は、今後、全国的に広がってくるというふうに思いますし、道内では十勝地区でエネルギー作物の研究、さらにエタノールの製造に既に取り組んでいまして、実証実験も進んでいるというふうに言われています。これは山形県新庄市あるいは沖縄県の伊江島、宮古島でもそれぞれ国産品のバイオエタノール、国内でも始めている。大阪府では廃材から高エネルギーのエタノールの開発に向けた取組が進められているというふうに言われています。

こういうバイオ技術の応用によって、これからあらゆる廃棄物でエタノールの原材料になるのではないかという研究も進められておりまして、特にバイオディーゼルの生産については、設備投資も非常に安く済むというふうに言われておりまして、最近多くの都市で廃棄食用油の回収利用が進められています。

小樽市ではこういう食品製造業や市場に至るまで、大量に食用油を消費、使うというところが多いわけでありまして、またバイオ技術でも高い評価をされている企業もあるというふうに聞いておりますので、既に先行している都市では行政が中心になって、企業や研究機関とタイアップをして、こうした取組を進めているというふうに言われておりますので、ぜひ小樽市としても取組をお願いしたい。

偶然でありますけれども、19 日から道新でバイオ燃料のブームを追うという連載の記事が実は載っております。アメリカではバイオ燃料の精製工場の建設ラッシュというふうに言われていまして、経済構造にも大きな変化が起きているというふうに報道されていますし、雇用を生み出す原動力にもなっているというふうに報じられています。ぜひ経済部としても、こうした視点に立って取組をお願いしたいということで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

意見調整のため、暫時休憩をします。

休憩 午後 4 時 00 分

再開 午後 4 時 04 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括採決いたします。

議案第 30 号は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。